

平塚市子ども・子育て支援事業計画 【素案】



平 塚 市

目 次

第1章 計画の策定にあたって

- 1 計画策定の背景と趣旨
- 2 計画の位置づけ
- 3 計画期間
- 4 計画策定体制と経過

第2章 子どもと家庭を取り巻く環境の状況

- 1 社会的な状況
- 2 母子保健の状況
- 3 教育・保育施設の現状
- 4 アンケートから見られる現状
- 5 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価
- 6 平塚市の子ども・子育てを取り巻く課題

第3章 計画の基本的な考え方

- 1 基本理念
- 2 基本的な視点
- 3 基本目標
- 4 施策の体系

第4章 施策の展開

- 基本目標1 ありがとう！自分のいのち・みんなのいのち
- 基本目標2 たのしく！子育てを
- 基本目標3 のびのび！学んで
- 基本目標4 ほっと！安心のまちを
- 基本目標5 すこやかに！育て（平塚市母子保健計画）

第5章 教育・保育及び地域子ども子育て支援事業の量の見込みと確保方策

- 1 教育・保育提供区域の設定
- 2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の推計の考え方
- 3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに
提供体制の確保の内容及びその実施時期
- 4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及び
その実施時期

第6章 計画の進行管理

- 1 計画の進行管理
- 2 適切な役割分担による計画の推進

1 計画策定の背景と趣旨

近年、わが国では、出生数の減少や出生率の低迷に伴い確実に少子化が進んでおり、国立社会保障・人口問題研究所の人口推計では、現在の傾向が続けば、2050年には、日本の総人口が1億人を割り、1年間に生まれる子どもの数が現在の半分以上の50万人を割るとされています。ライフスタイルの多様化による未婚化・非婚化並びに晩婚化・晩産化の進行により、結婚・出産・子育てなどに希望がもてない状況を生み出している

ことから、国は将来の次世代育成支援として、平成15年7月に「次世代育成支援対策推進法」を制定、また地方公共団体および事業主も行動計画を策定することが義務づけられ、次世代育成支援対策の推進を図ってきました。

一方、現在子育てをめぐる環境は厳しく、近年の家族構成の変化や地域のつながりの希薄化によって、子育てに不安や孤立感を感じる保護者は多く、特に仕事と子育ての両立を支援する環境の整備が求められています。このような現状・課題に対応し、子育てをしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することが求められた結果、「子ども・子育て関連3法」が平成24年8月に成立しました。

この法律の主旨は、新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」として、①質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供、②保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、③地域

の子ども・子育て支援の充実を目的とし、子ども・子育て関連法の一つ、「子ども・子育て支援法」では5年を1期とする「市町村子ども・子育て支援事業計画」を定めるものとしています。さらに、次代の社会を担う子どもの健全な育成を図るため、職場・地域における子育てしやすい環境の整備に向け、「次世代育成支援対策推進法」が平成37年3月31日まで延長されることとなりました。

そこで、本市は、こうした背景を踏まえ、平成21年度に策定した平塚市次世代育成支援行動計画（後期計画）や今回実施した子育て家庭へのアンケート調査結果等をもとに、子どもを取り巻く現状と今後の子育ての在り方についての方向性を明確にするため、平塚市子ども・子育て支援事業計画を策定しました。この平塚市子ども・子育て支援事業計画では、「子どもにとっての最善の利益」の確保、特に幼児期の学校教育・保育の提供体制の確保を図っていきます。



2 計画の位置づけ

この計画は、「平塚市総合計画 生活快適・夢プラン」の実現をめざし、子ども・子育て支援法第61条第1項に基づく、市町村行動計画として位置づけられるものです。この計画により、国より示された「子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援事業計画の基本指針」に基づき、平塚市の独自性を踏まえながら、平塚市が取り組むべき対策と達成しようとする目標や実施時期を明らかにし、事業ごとに財政状況や事業実績も勘案しながら、計画的に取り組みを推進します。

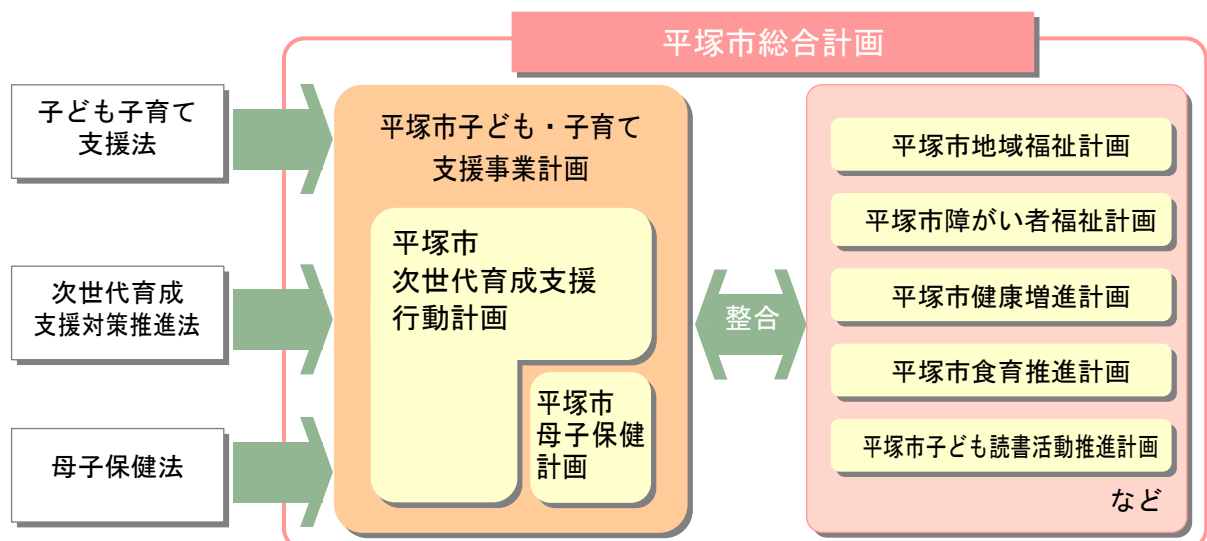
また、この計画は、国の「次世代育成支援対策推進法」による市町村行動計画を内包する計画として策定しているとともに、母子保健事業に関する個別計画として位置づけられている「平塚市母子保健計画」も盛り込んでいます。

この計画における「子ども」とは、胎児から乳幼児期、学童期、思春期を含む18歳までの子どもとします。また、本計画の主たる対象は、子どもと保護者（子育て家庭）とします。

この計画は、「平塚市総合計画 生活快適・夢プラン」の子ども・子育てに関連する分野の部門別計画として位置づけ、すべての子ども自身の「育ち」と子育て中の保護者を支援するとともに、市民が子育てについて理解と認識を深め、家庭、保育や幼児教育の場、学校、事業者、行政機関などが相互に協力し、地域社会が一体となって子ども・子育てを推進するための計画とします。

また、「平塚市地域福祉計画」「平塚市障がい者福祉計画」「平塚市健康増進計画」「平塚市食育推進計画」「平塚市子ども読書活動推進計画」などの諸計画との整合および連携を図りながら、この計画における個々の施策を推進していきます。さらに、子どもと子育てを取り巻く施策としては、保健、医療、福祉、教育、労働、住宅・都市基盤整備など多岐にわたる分野があり、これらの施策、事業との相互的かつ一体的な連携をとって推進を図っていきます。

【 計画の位置づけ 】


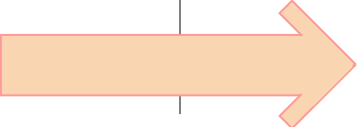


3 計画期間

「子ども・子育て支援法」について、自治体は平成 27 年度から 5 年を 1 期とした事業計画を定めるものとしています。したがって、本計画は、平成 27 年度から平成 31 年度までを計画期間とします。

また、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年の平成 29 年度において計画の見直しを行うものとします。

【 計画期間 】

平成 26 年度	27 年度	28 年度	29 年度	30 年度	31 年度
策定					
			計画の見直し		

4 計画策定体制と経過

(1) 市民ニーズ調査の実施

今回の市民ニーズ調査にあたっては、子育て中の保護者の意見やニーズを的確に反映した計画とするため、就学前児童（0～5歳）の保護者を対象として、「子育て支援に関するアンケート調査」を実施しました。

(2) 「子ども・子育て会議」の設置

この計画へは子育て当事者等の意見を反映するとともに、平塚市における子ども・子育て支援施策を子どもおよび子育て家庭の実情を踏まえて実施するため、公募による市民、学識経験者、子ども・子育て支援に関する事業に従事する者等で構成する「平塚市子ども・子育て会議」を開催し、計画の内容について審議し、計画書に反映させてきました。

(3) パブリックコメントの実施

計画の素案を市役所などの窓口やホームページで公開し、市民から意見を募りました。

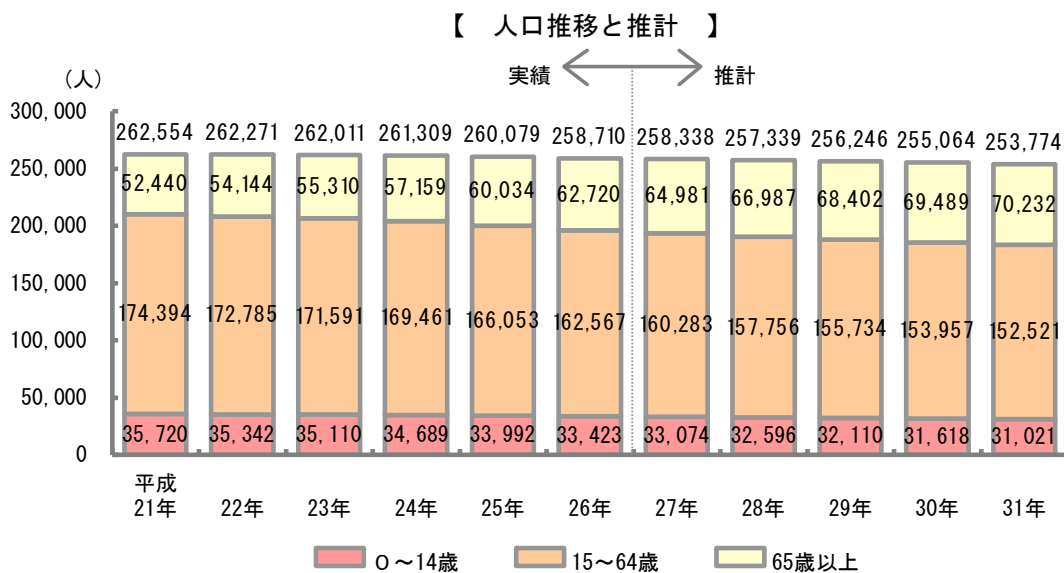
1 社会的な状況



(1) 人口推移と推計

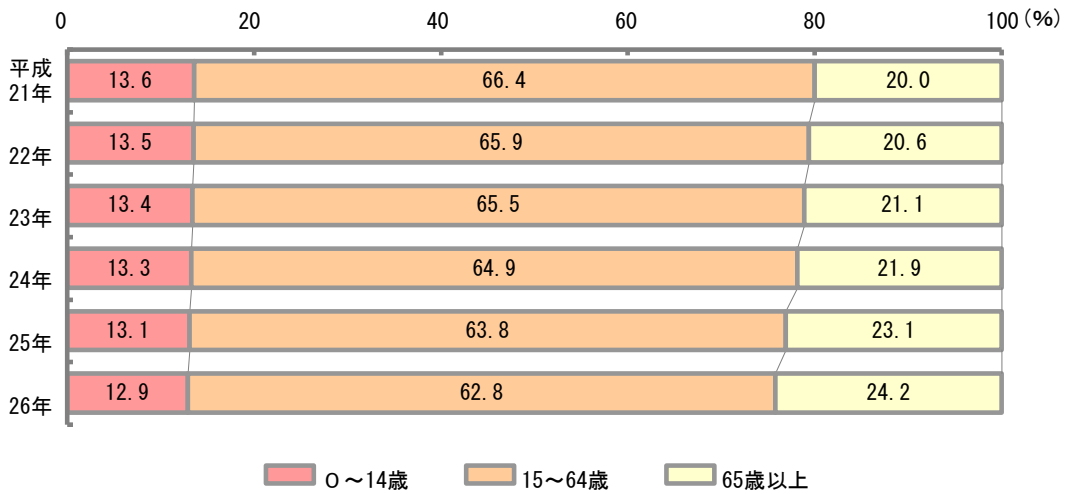
平塚市の総人口をみると、年々減少し、平成 26 年 4 月 1 日現在で 258,710 人となっています。平成 27 年以降の推計人口についても、減少しており、平成 31 年で 253,774 人と推測されます。

また、年齢3区分別人口構成をみると、65 歳以上の割合は、年々増加していますが、0~14 歳の割合は年々減少しており、少子高齢化が進んでいます。



資料：住民基本台帳（各年 4 月 1 日現在 平成 21 年～平成 24 年は外国人人口を加味）

【 年齢3区分別人口構成の推移 】

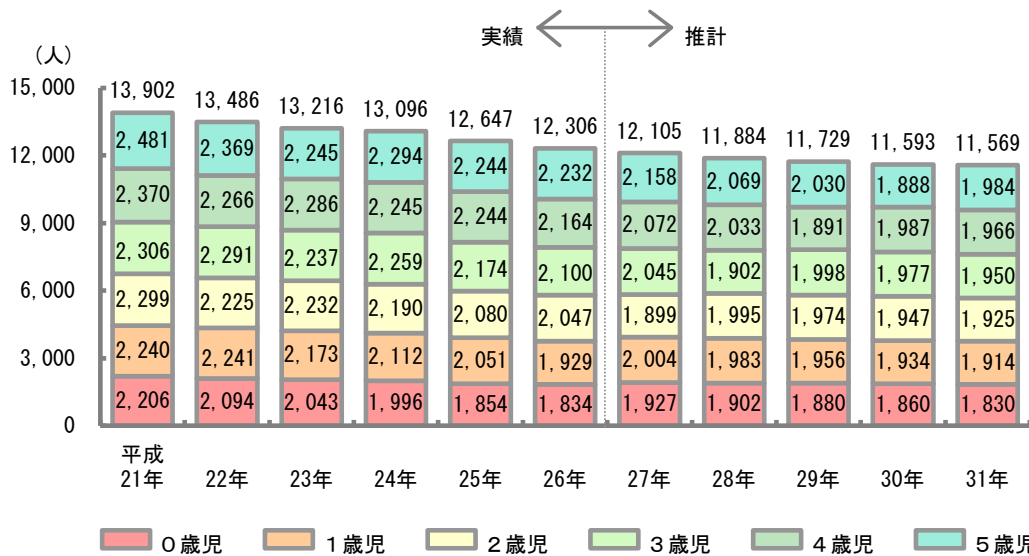


資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21年～平成24年は外国人人口を加味）

（2）子どもの人口の推移と推計

平塚市の子どもの人口は、年々減少し、平成26年4月1日現在で12,306人となっています。平成27年以降の子どもの推計人口についても、減少しており、平成31年で11,569人と推測されます。

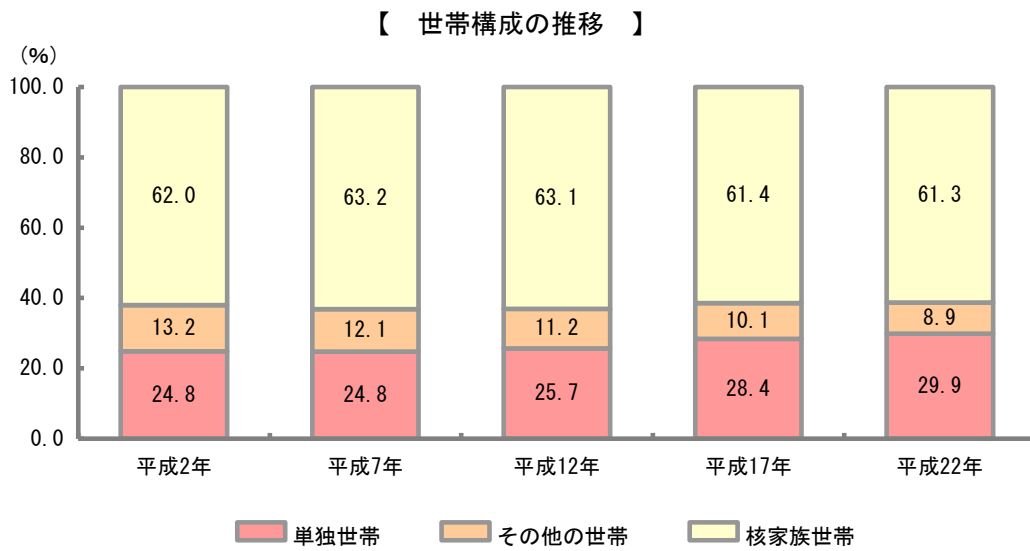
【 子どもの人口の推移と推計 】



資料：住民基本台帳（各年4月1日現在 平成21年～平成24年は外国人人口を加味）
 ※ 推計人口は住民基本台帳を元に計算したもの

(3) 世帯構成の推移

平塚市の世帯構成をみると、核家族世帯の占める割合は減少傾向がみられ、平成22年で61.3%となっています。

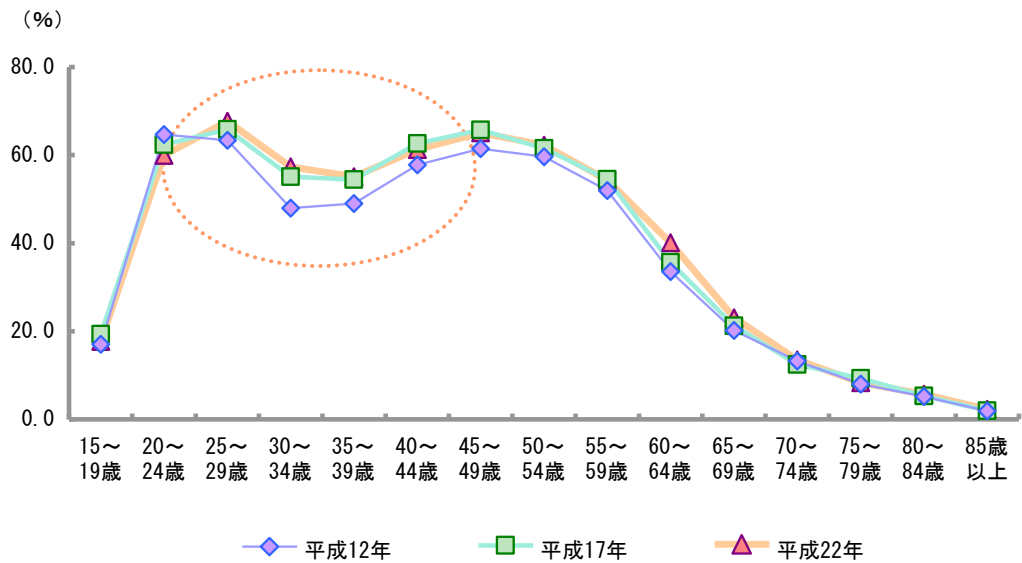


(4) 女性の労働状況

平塚市の女性の年齢別労働力率は、出産・育児期に落ち込み、再び増加するM字カーブを描いています。しかし、30～34歳の労働力率は年々上昇し、M字カーブの落ち込みは緩やかになっています。

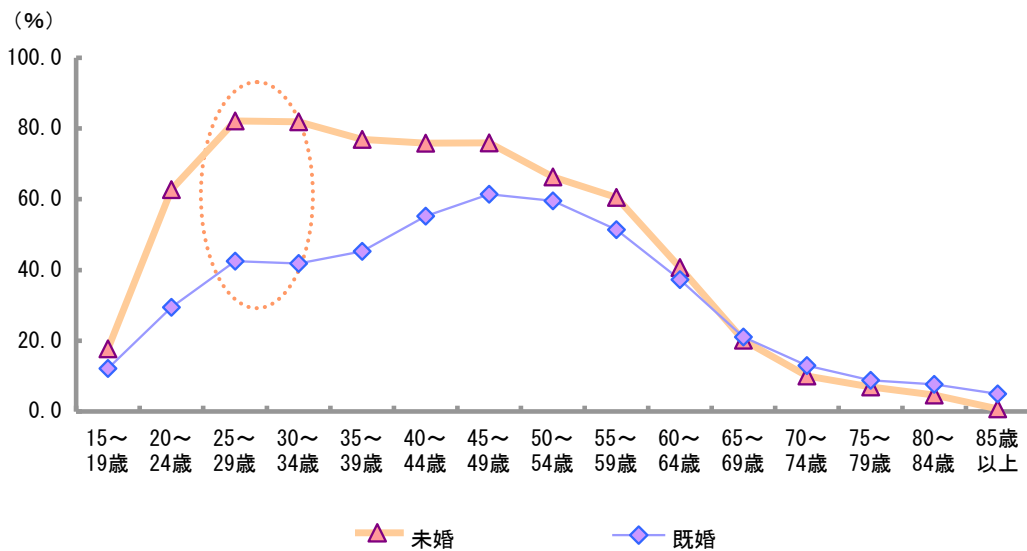
また、女性の未婚・既婚別労働力率をみると、既婚に比べ未婚の20代から30代において、労働力率が高くなっており、特に30～34歳で40.1ポイントの差となっています。

【 女性の年齢別労働力率 】



資料：国勢調査

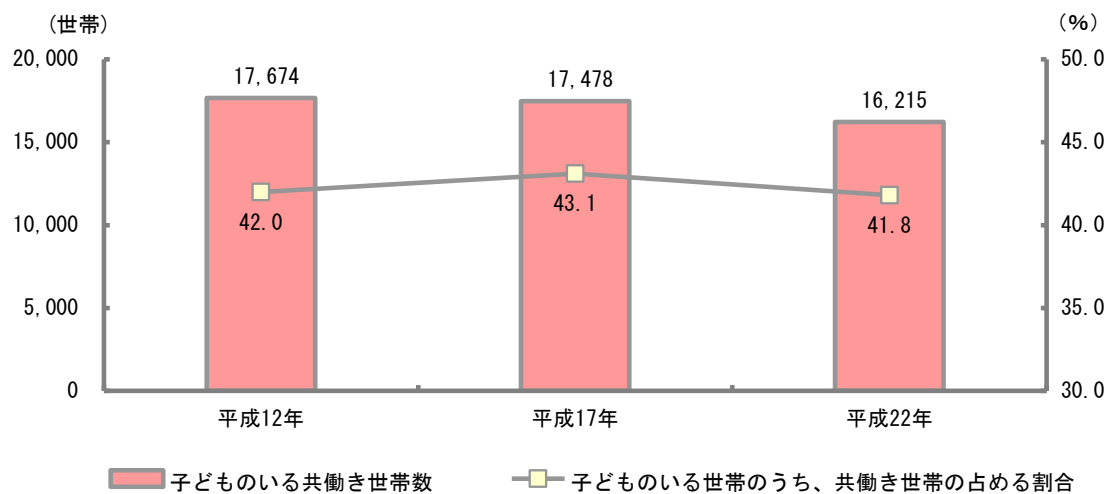
【 女性の未婚・既婚別労働力率（平成22年） 】



資料：国勢調査

平塚市の子どものいる共働き世帯数は、減少傾向であり、平成 22 年で 16,215 世帯となっています。子どものいる世帯のうち、共働き世帯の占める割合をみても、減少傾向がみられ、平成 22 年で 41.8%となっています。

【 子どものいる共働き世帯の推移 】



資料：国勢調査

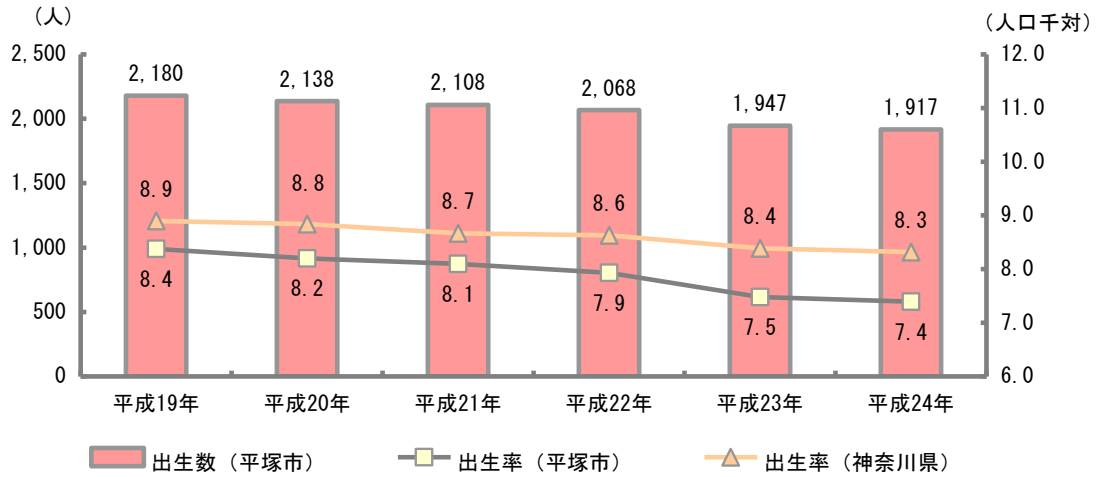
(5) 出生の動向

平塚市の出生数は年々減少し、平成24年で1,917人となっています。

出生率（人口千対）は、年々減少し、神奈川県より低い値で推移しています。

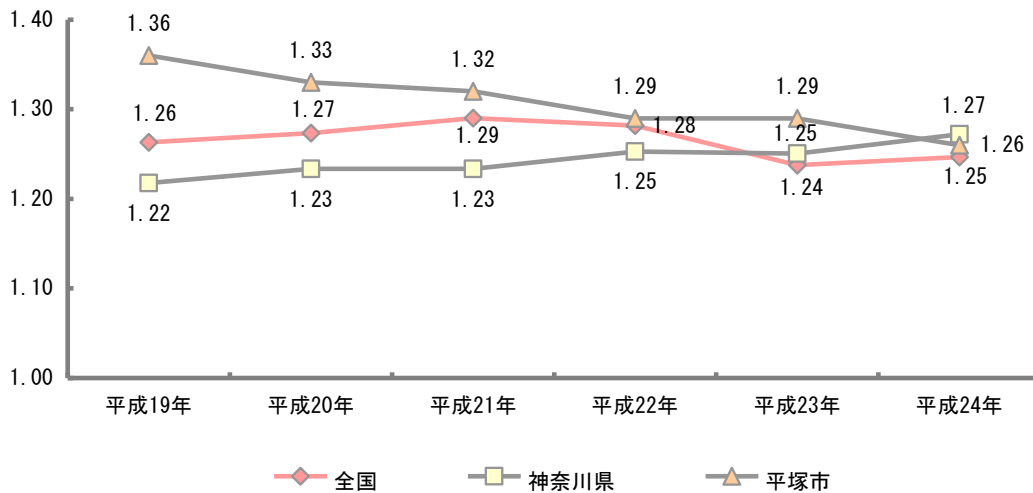
合計特殊出生率は、年々減少し、平成24年で1.26となっています。

【 出生数及び出生率（人口千対）の推移 】



資料：神奈川県衛生統計年報

【 合計特殊出生率の推移 】



資料：神奈川県衛生統計年報

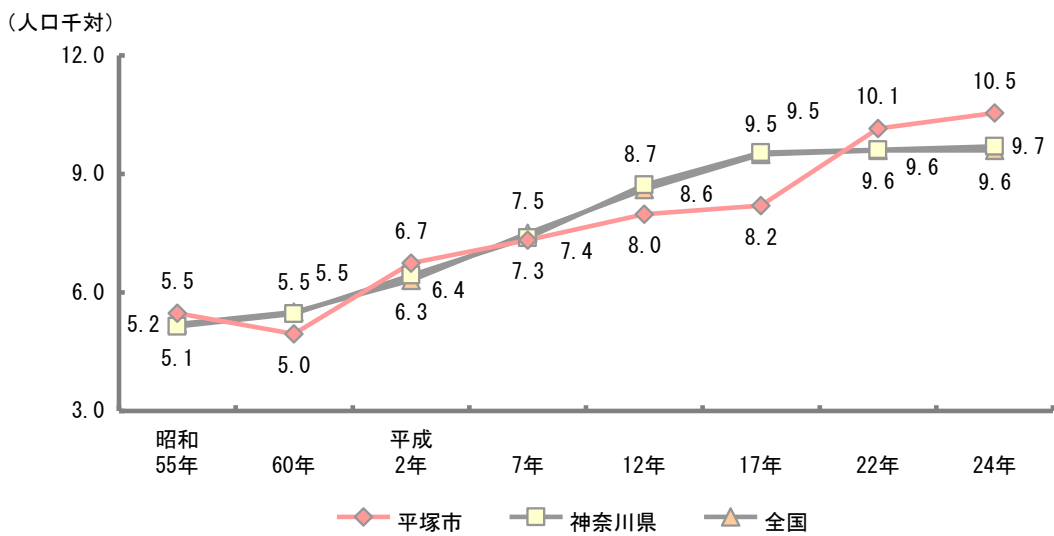
3 母子保健の状況

(1) 出生時体重 2500 g 未満の出生割合の年次推移

平塚市の出生時体重 2500 g 未満の出生割合の年次推移をみると、昭和 55 年から平成 24 年にかけて年々 1 ポイント程度増加しています。

全国、神奈川県と比較すると、平成 7 年まではほぼ同程度で推移していましたが、平成 12 年、17 年は国、県より低く、平成 22 年以降は国、県より高くなっています。

【 出生時体重 2500 g 未満の出生割合の年次推移 】



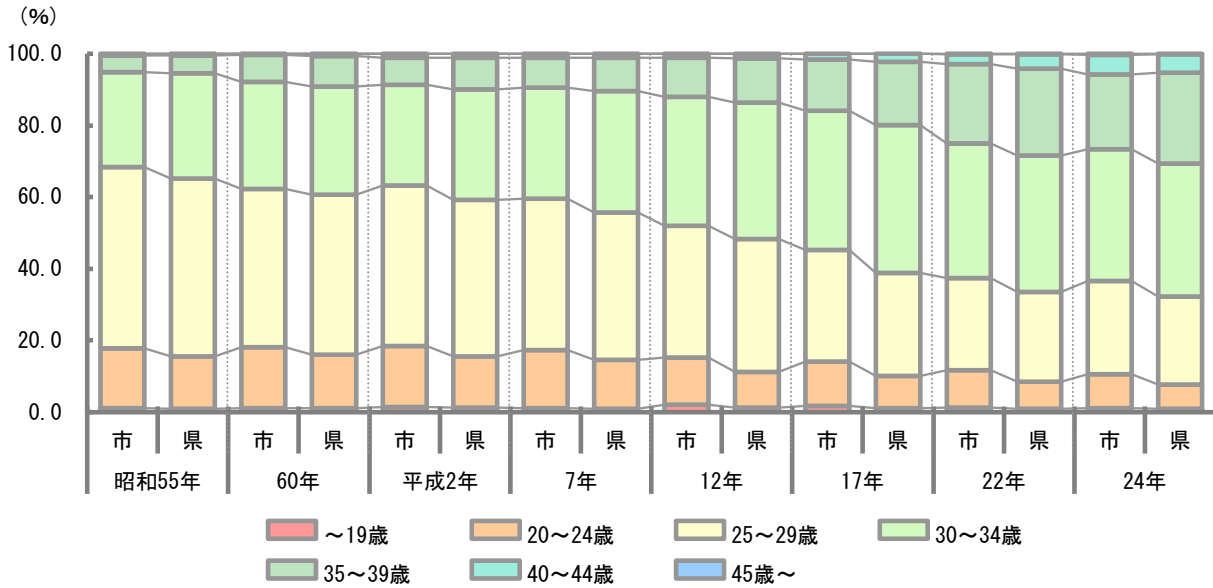
資料：庁内資料

(2) 母親の年齢別出生数の推移

平塚市の母親の年齢別出生数の推移をみると、34歳以下で年々出生数が減少している一方、35歳以上の出生数が増加傾向にあります。

神奈川県と比較すると、県に比べ、40～44歳で昭和55年から平成24年にかけての出生数の伸び率が高くなっています。

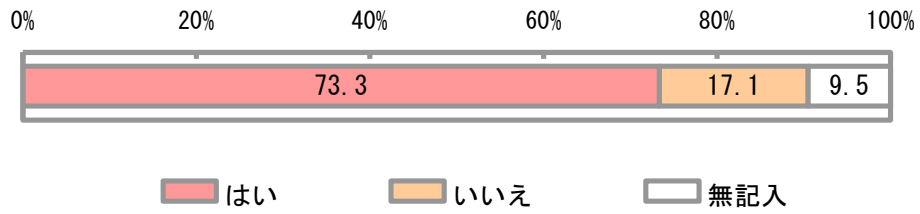
【 母親の年齢別出生数の推移 】



		昭和55年	60年	平成2年	7年	12年	17年	22年	24年
平塚市	～19歳	1.2	1.2	1.5	1.1	2.0	1.8	1.3	1.1
	20～24歳	16.6	17.0	17.0	16.3	13.3	12.4	10.4	9.5
	25～29歳	50.5	44.1	44.7	42.1	36.7	31.1	25.8	26.0
	30～34歳	26.6	29.9	28.1	31.1	36.0	38.9	37.5	36.7
	35～39歳	4.7	7.5	7.5	8.3	10.9	14.3	22.1	20.9
	40～44歳	0.4	0.3	1.2	1.1	1.2	1.5	2.8	5.4
	45歳～	0.1	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.3
神奈川県	～19歳	0.9	1.1	1.3	1.0	1.2	1.2	1.0	1.0
	20～24歳	14.7	15.0	14.3	13.6	9.9	9.0	7.6	6.7
	25～29歳	49.6	44.6	43.6	41.1	37.1	28.6	25.0	24.6
	30～34歳	29.5	30.2	30.9	33.9	38.2	41.3	38.1	37.1
	35～39歳	4.9	8.4	8.7	9.3	12.2	17.7	24.2	25.3
	40～44歳	0.5	0.7	1.2	1.1	1.3	2.2	4.0	5.2
	45歳～	0.0	0.0	0.0	0.0	0.0	0.1	0.1	0.1

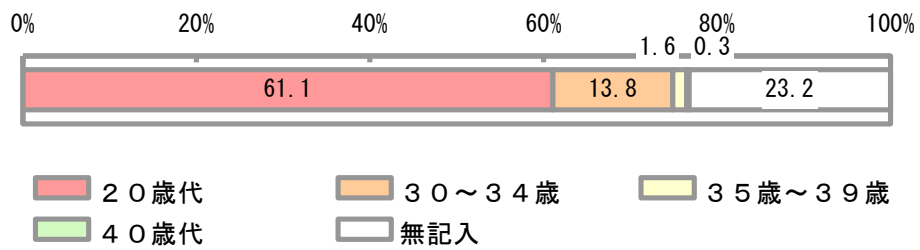
資料：庁内資料

【 女性に妊娠の適年齢があることを知っている人の割合 】



資料：●●

【 妊娠の適年齢が何歳頃だと思うかの割合 】



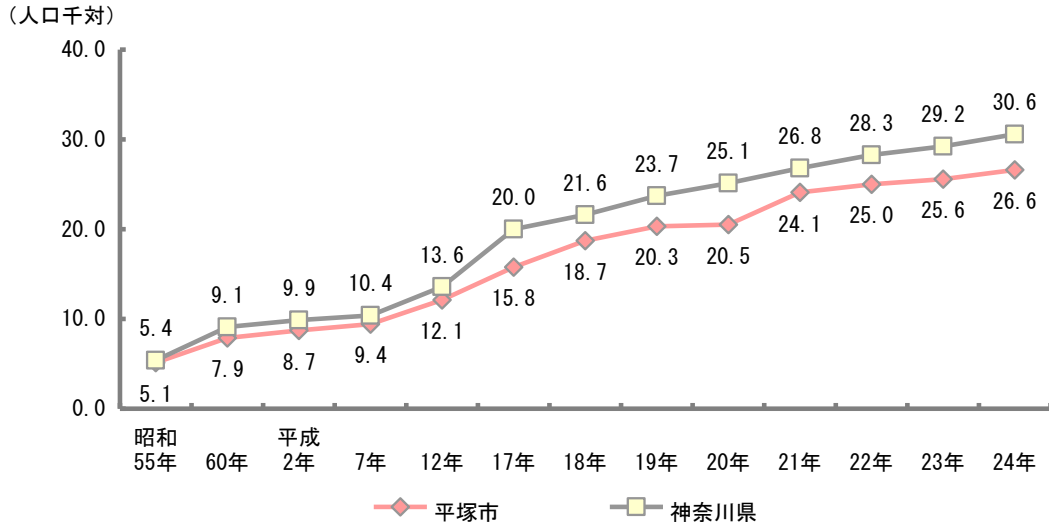
資料：●●

(3) 35歳以上の出産率の推移

平塚市の35歳以上の出産率は年々増加しており、平成24年では昭和55年に比べ、5.2倍となっています。

神奈川県と比較すると、県よりも低い値で推移しており、平成17年以降は4～5ポイント程度低くなっています。

【 35歳以上の出産率の推移 】



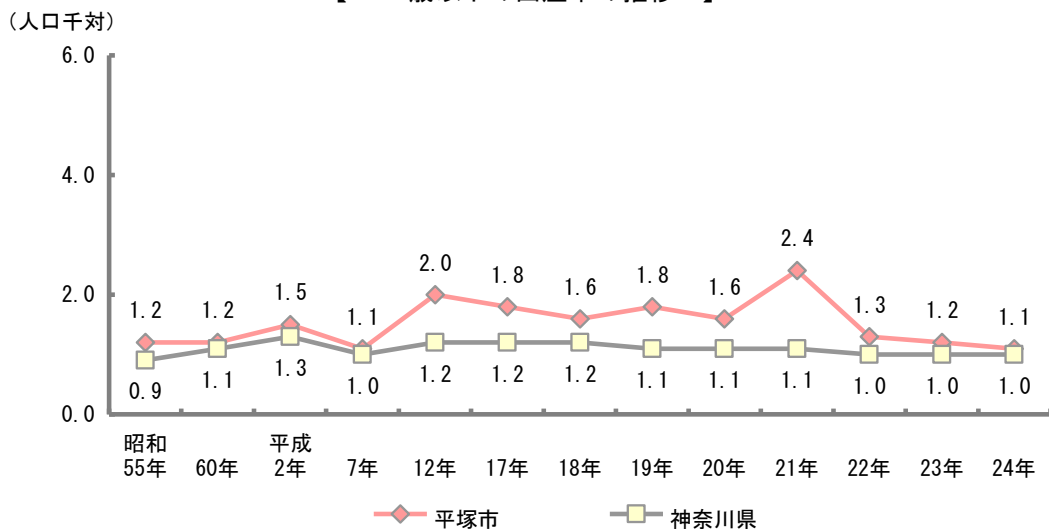
資料：庁内資料

(4) 19歳以下の子供の出産率の推移

平塚市の19歳以下の子供の出産率は増減を繰り返して推移しており、平成21年に増加した後、徐々に減少しています。

神奈川県と比較すると、県よりも高い値で推移していますが、平成22年以降はほぼ同じ値となっています。

【 19歳以下の子供の出産率の推移 】

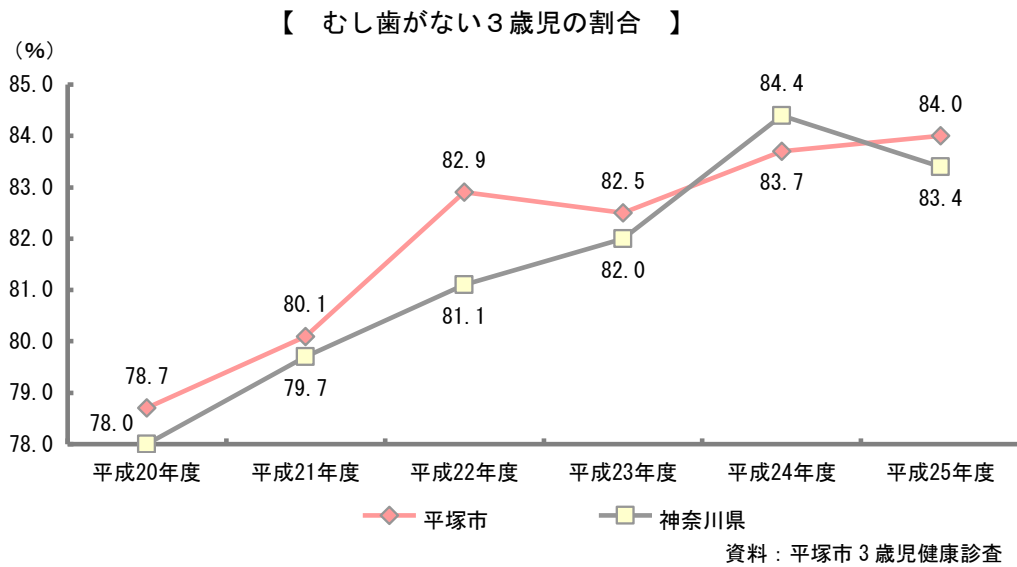


資料：庁内資料

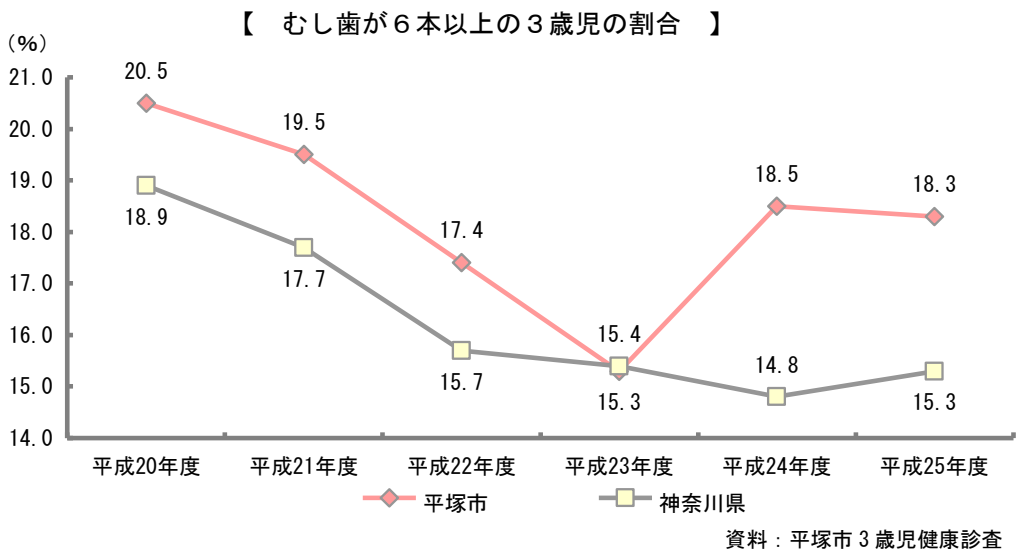
(5) 歯科保健の状況

平成25年度の3歳児のむし歯のない者の割合は、84.0%でした。年々増加していますが、重度のむし歯（1人で6本以上）を保有している割合は横ばいで、県との比較では高い状況です。また、むし歯予防効果のあるフッ化物については、むし歯予防としてのフッ素の利用方法を知っている割合は「フッ素塗布」「フッ素入り歯磨き剤」が多く実際に利用していると79.4%の方が回答しています。中学1年生でむし歯のない者の割合は67%で国に比べると高く年々増加していますが、初期むし歯がある者は10.3%、歯肉に炎症のあるものは、22.6%とむし歯や歯周病の予備軍は存在しています。

① むし歯がない3歳児の割合

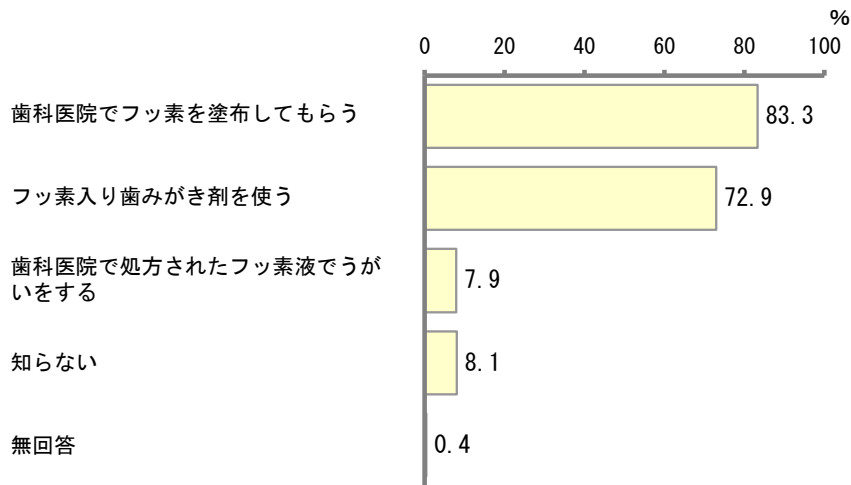


② むし歯が6本以上の3歳児の割合



③ むし歯予防としてのフッ素の利用方法を知っている保護者の割合

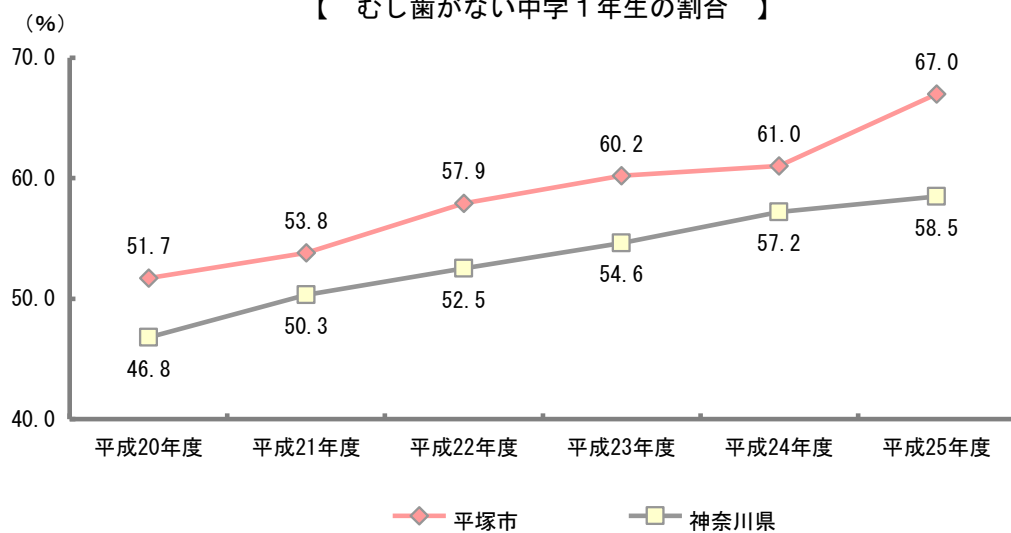
【 むし歯予防としてのフッ素の利用方法を知っている保護者の割合 】



資料：平塚市子育て支援に関するアンケート調査（平成 25 年度）

④ むし歯がない中学 1 年生の割合

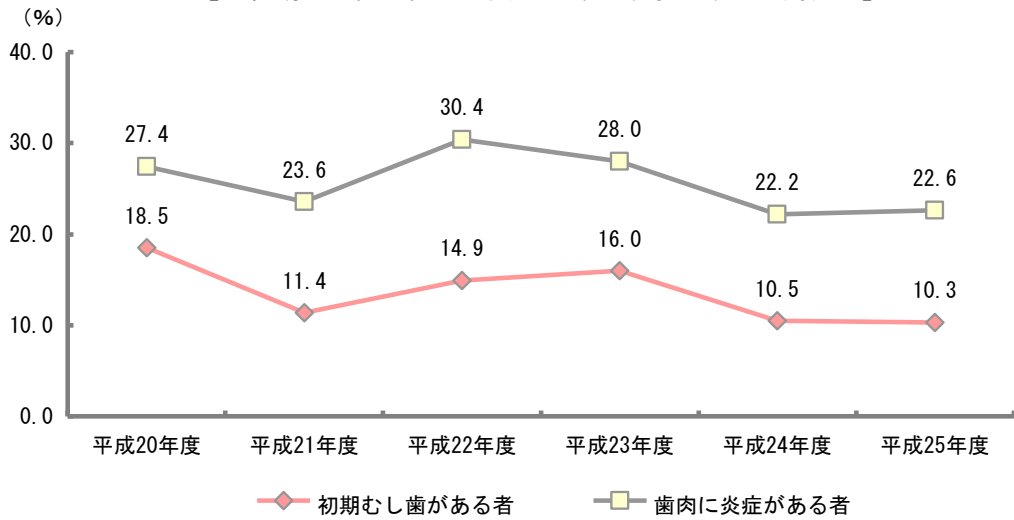
【 むし歯がない中学 1 年生の割合 】



資料：平塚市学校保健統計

⑤ 初期むし歯・歯肉に炎症のある中学1年生の割合

【 初期むし歯・歯肉に炎症のある中学1年生の割合 】



資料：平塚市学校保健統計

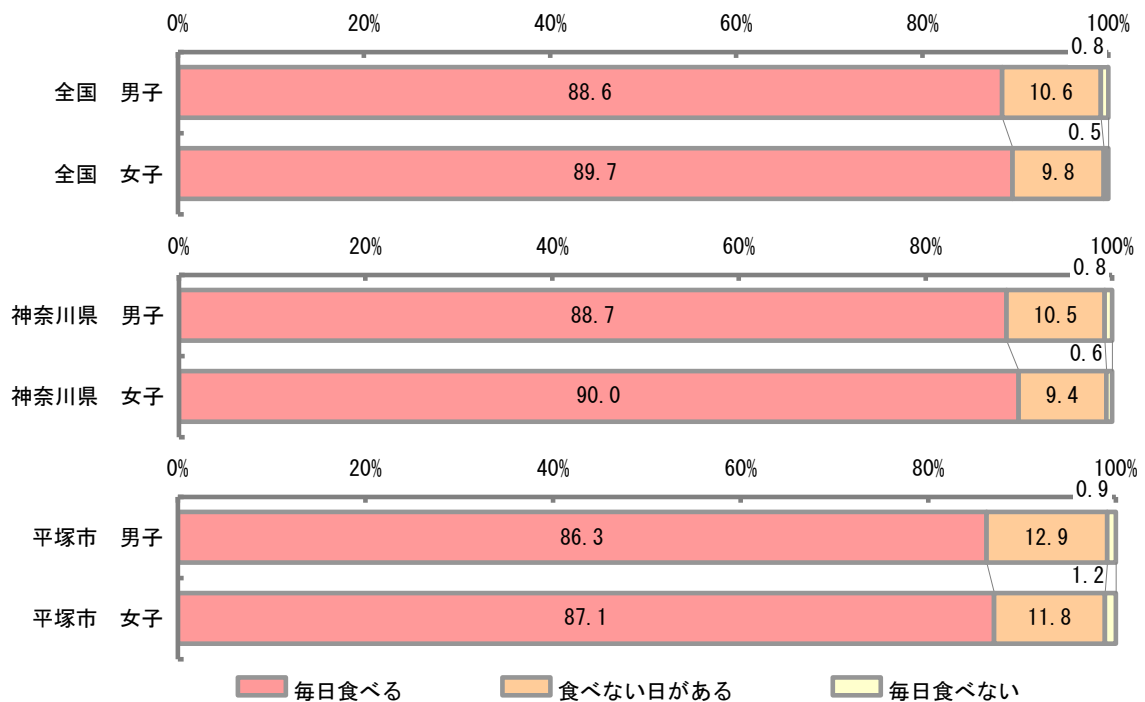
(6) 朝食の摂取状況

① 小学5年生の朝食の摂取状況

平塚市の小学5年生の朝食の摂取状況は女子に比べ、男子でわずかに「食べない日がある」「毎日食べない」割合が高くなっています。

全国、神奈川県と比較すると、全国、県よりも「食べない日がある」「毎日食べない」割合が高くなっています。

【 小学5年生の朝食の摂取状況 】

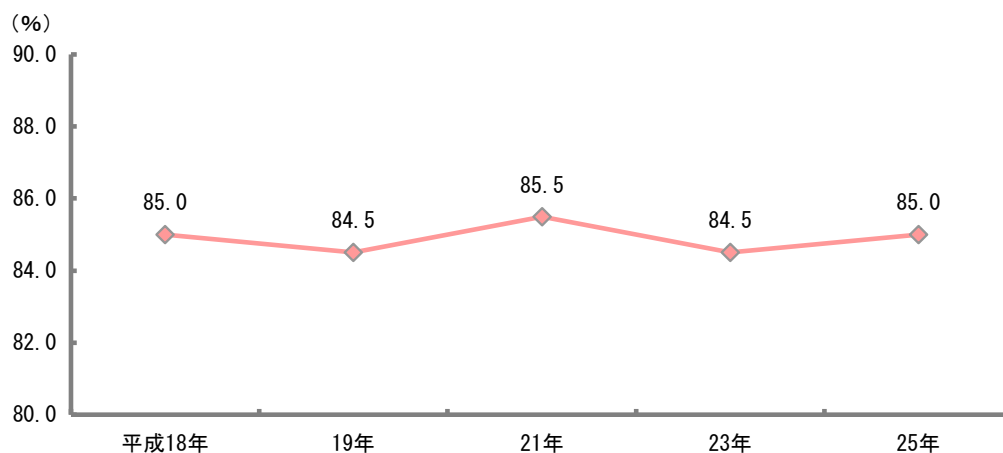


資料：(国・県・市) 全国体力・運動能力、運動習慣等調査 (平成 25 年)

(7) 22時までに就寝する5歳児の割合

平塚市の22時までに就寝する5歳児の割合をみると、平成21年にわずかに増加しましたが、以降はほぼ横ばいとなっています。

【 22時までに就寝する5歳児の割合 】

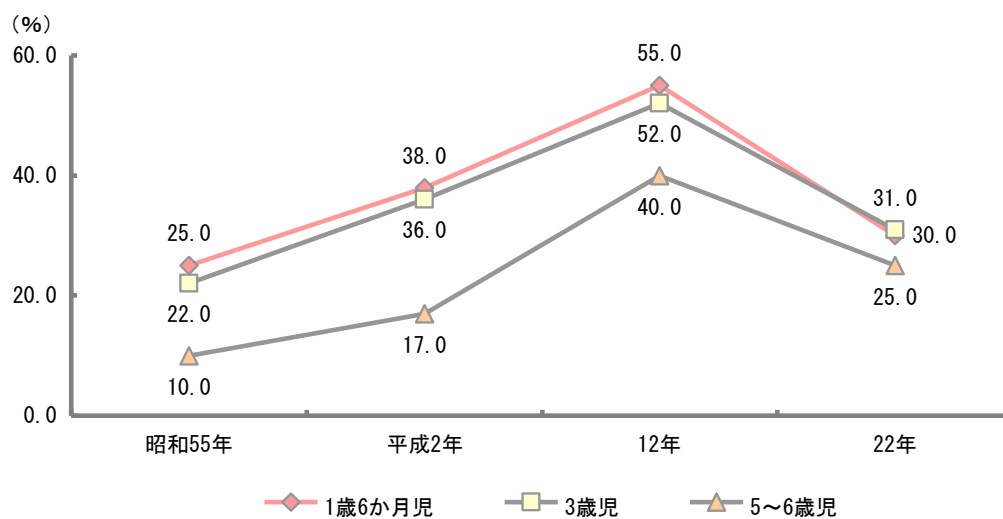


資料：平塚市こどもの生活習慣病対策委員会

(8) 22時以降に就寝するこどもの割合

平塚市の22時以降に就寝するこどもの割合をみると、1歳6か月児が最も高くなっています。推移をみると、昭和55年から平成12年にかけて倍近くに増加しましたが、平成22年には大幅に減少し、1歳6か月児、3歳児、5～6歳児ともに30%前後となっています。

【 22時以降に就寝するこどもの割合 】

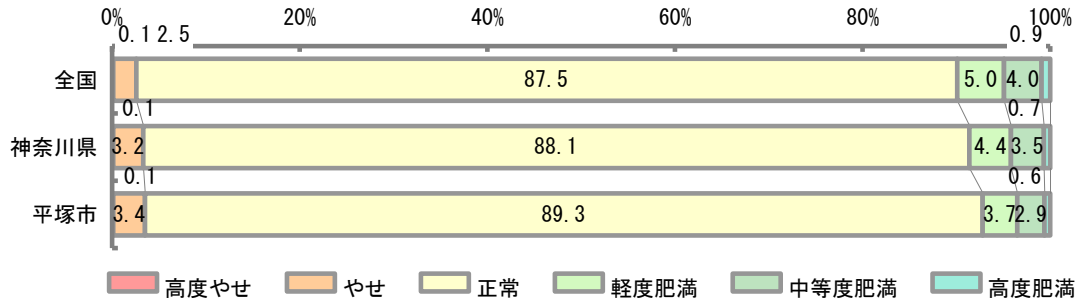


資料：日本保健協会調査

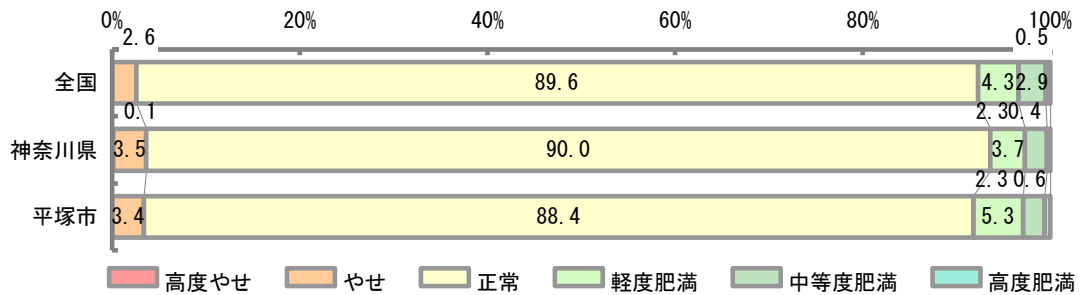
(9) 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率

平塚市の肥満傾向児・痩身傾向児の出現率をみると、国、県に比べ小学5年生女子で軽度肥満の割合が、中学2年生女子でやせの割合が高くなっています。

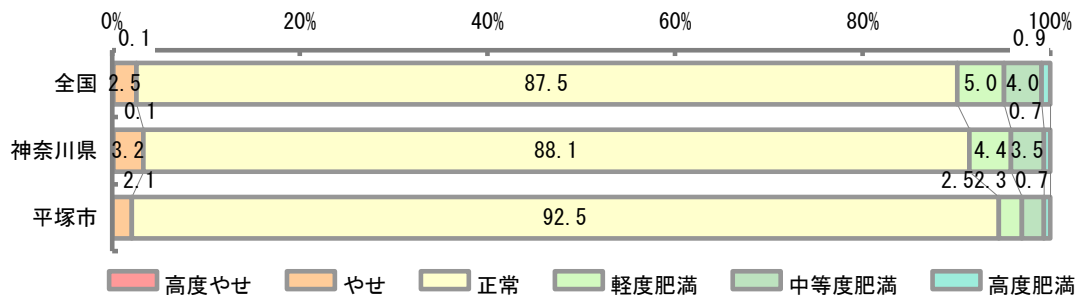
【 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率（小学5年男子） 】



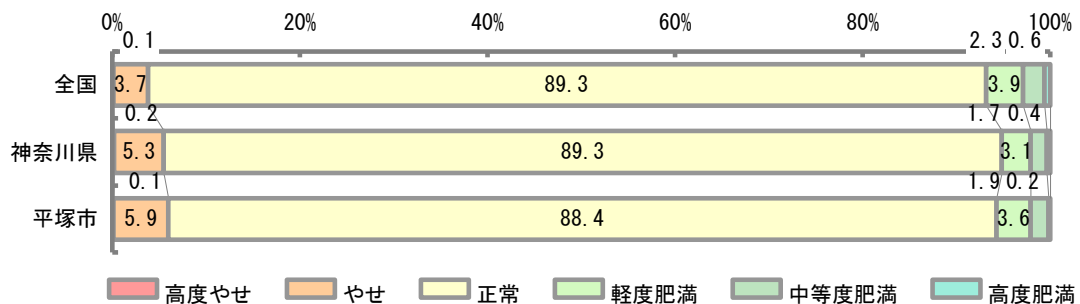
【 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率（小学5年女子） 】



【 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率（中学2年男子） 】



【 肥満傾向児・痩身傾向児の出現率（中学2年女子） 】



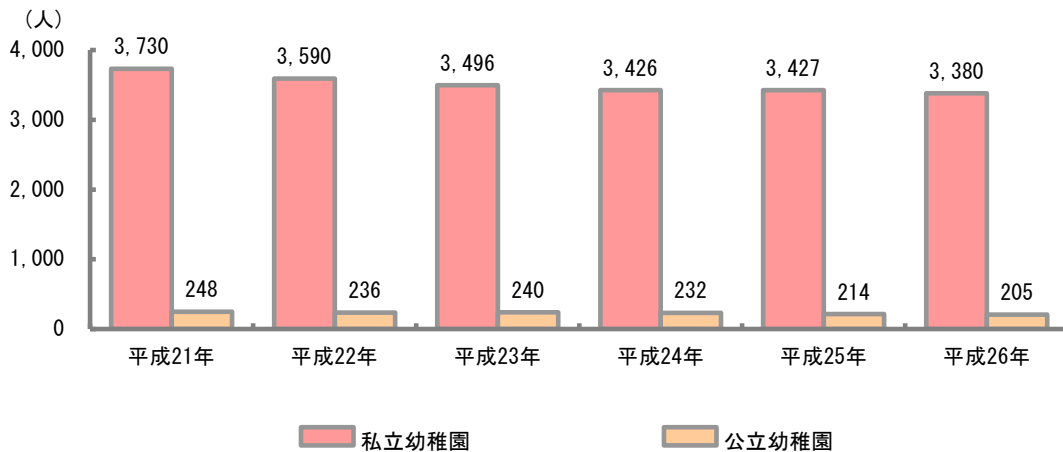
資料：平成25年度庁内資料

2 教育・保育施設の現状

(1) 幼稚園の在籍状況

平塚市の幼稚園の在籍状況は、私立幼稚園、公立幼稚園ともに減少傾向がみられます。

【 私立幼稚園・公立幼稚園の在籍状況 】

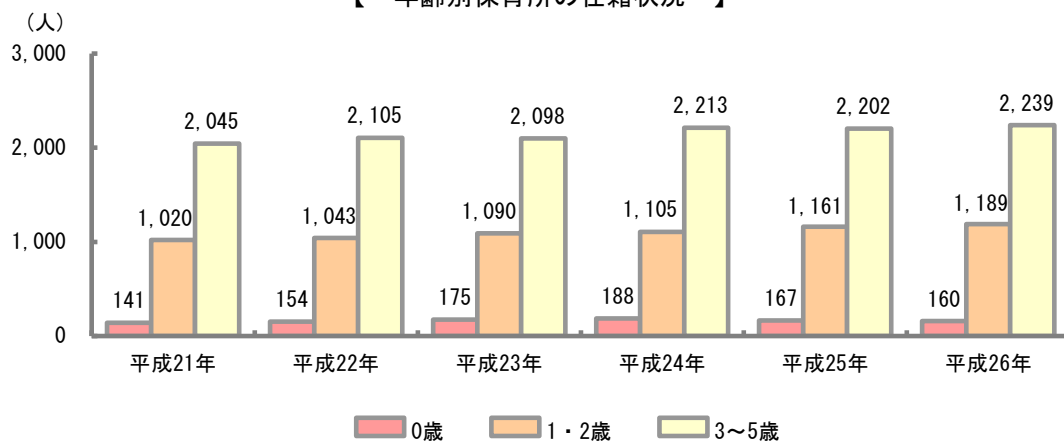


資料：庁内資料（各年5月1日現在）

(2) 年齢別保育所の在籍状況

平塚市の年齢別保育所の在籍状況は、1・2歳、3～5歳で増加傾向がみられます。

【 年齢別保育所の在籍状況 】

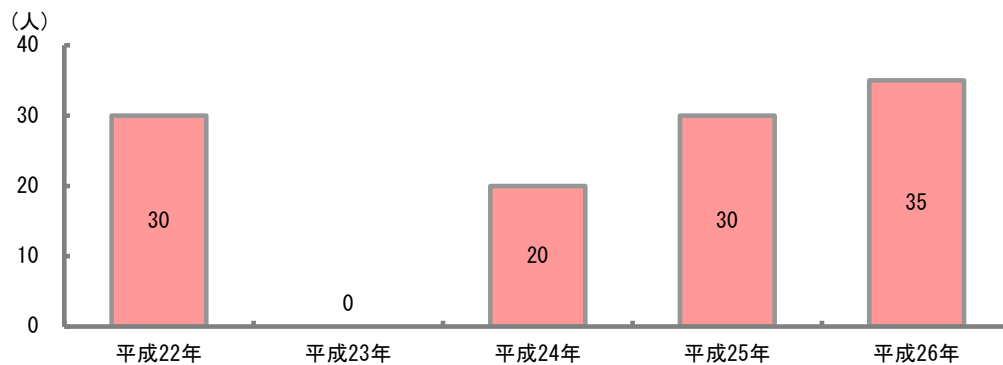


資料：庁内資料（各年4月1日現在）

(3) 待機児童数の推移

平塚市の待機児童数の推移は、平成 23 年以降年々増加しており、平成 26 年で 35 人となっています。

【 待機児童数の推移 】



資料：庁内資料（各年4月1日現在）

4 アンケートから見られる現状

(1) お子さんをご家族の状況について

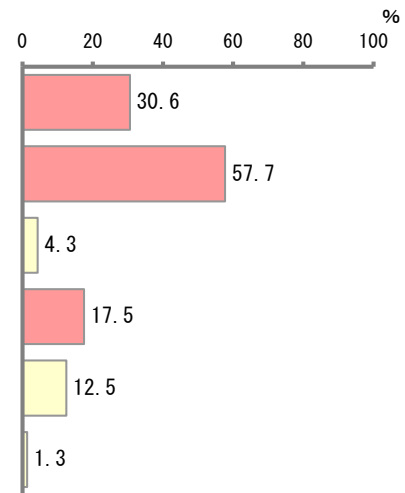
① 子どもをみてもらえる親族・知人

- ・「緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる」が57.7%と最も高く、次いで「日常的に祖父母等の親族にみてもらえる」が30.6%、「緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる」が17.5%となっています。

【就学前児童調査】

N = 1378

日常的に祖父母等の親族にみてもらえる
 緊急時もしくは用事の際には祖父母等の親族にみてもらえる
 日常的に子どもをみてもらえる友人・知人がいる
 緊急時もしくは用事の際には子どもをみてもらえる友人・知人がいる
 いずれもない
 無回答

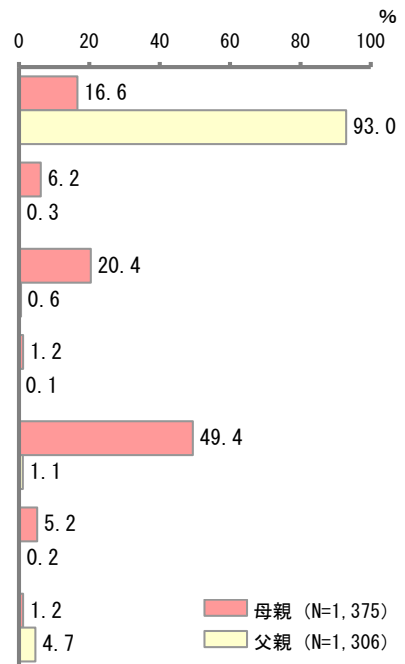


② 母親と父親の就労状況

- ・母親は、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が49.4%と最も高く、次いで「パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が20.4%となっています。
- ・父親は、「フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない」が93.0%となっています。

【就学前児童調査】

フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
 フルタイム（1週5日程度・1日8時間程度の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
 パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しており、産休・育休・介護休業中ではない
 パート・アルバイト等（「フルタイム」以外の就労）で就労しているが、産休・育休・介護休業中である
 以前は就労していたが、現在は就労していない
 これまで就労したことがない
 無回答



(2) 平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

① 平日利用している教育・保育事業

・幼稚園や保育所などの「定期的な教育・保育の事業」を利用している割合は全体で61.1%（842件／1378件）となっています。

・その内訳は「幼稚園（通常の就園時間の利用）所」が49.9%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）」が42.4%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が10.5%となっています。

【就学前児童調査】

N = 842

幼稚園（通常の就園時間の利用）

幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）

認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けたもの）

認定こども園（幼稚園と保育施設の機能を併せ持つ施設）

家庭的保育（保育者の家庭等で子どもを保育する事業）

事業所内保育施設（企業が主に従業員用に運営する施設）

自治体の認証・認定保育施設（認可保育所ではないが、自治体が認証・認定した施設）

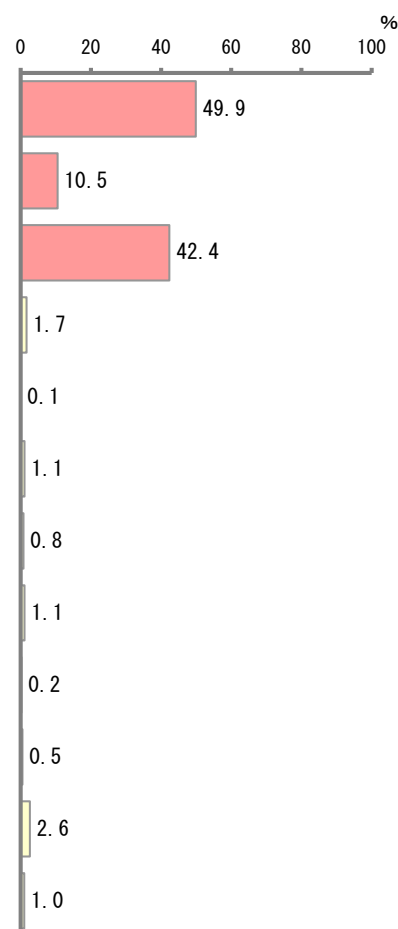
その他の認可外の保育施設

居宅訪問型保育（ベビーシッターのような保育者が子どもの家庭で保育する事業）

ファミリー・サポート・センター（地域住民が子どもを預かる事業）

その他

無回答

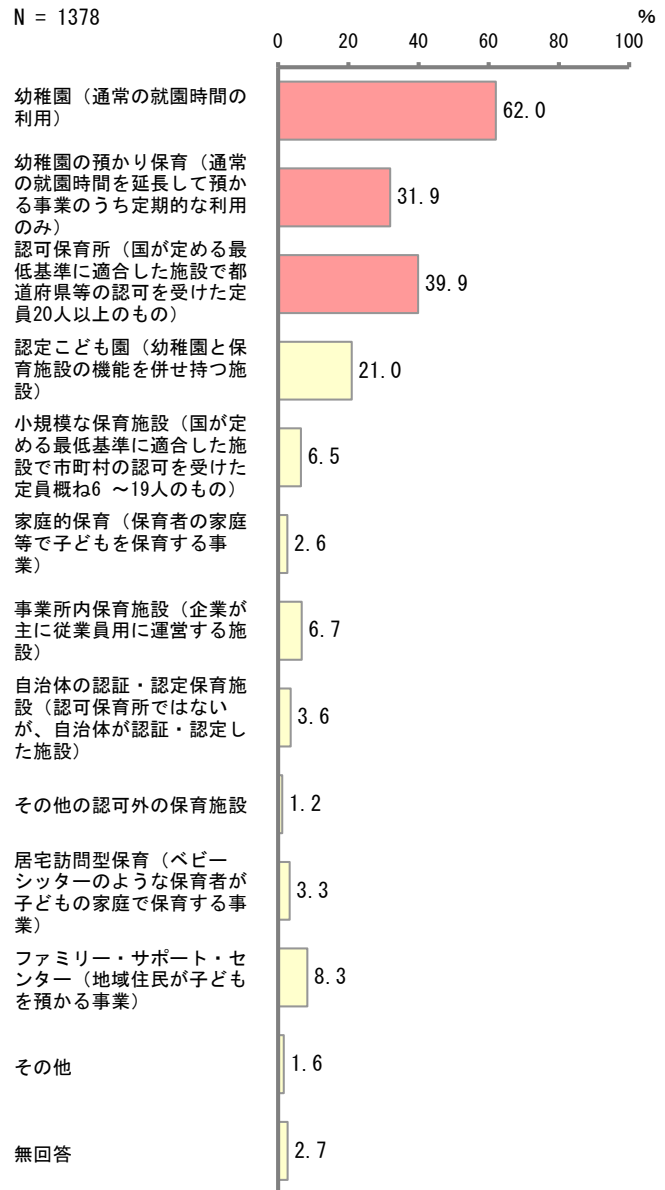


② 平日利用したい教育・保育事業

- ・現在、利用している、利用していないにかかわらず、お子さんの平日の教育・保育の事業として、「定期的に」利用したいと考える事業については、「幼稚園（通常の就園時間の利用）」が62.0%と最も高く、次いで「認可保育所（国が定める最低基準に適合した施設で都道府県等の認可を受けた定員20人以上のもの）」が39.9%、「幼稚園の預かり保育（通常の就園時間を延長して預かる事業のうち定期的な利用のみ）」が31.9%となっています。

【就学前児童調査】

N = 1378



(3) 地域の子育て支援事業の利用状況について

① 地域子育て支援拠点事業の利用状況

- 地域子育て支援拠点事業（親子が集まって過ごしたり、相談をしたり、情報提供を受けたりする場）を利用しているかについて、「利用していない」が75.8%と最も高く、次いで「子育て支援センター事業、つどいの広場事業（もこもこ、きりんのおうち、どれみ）」が17.7%となっています。

【就学前児童調査】

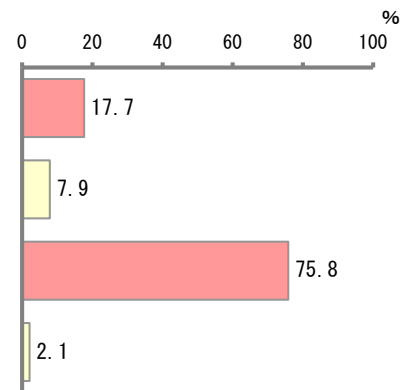
N = 1378

子育て支援センター事業、つどいの広場事業（もこもこ、きりんのおうち、どれみ）

市で実施している類似の事業

利用していない

無回答



② 地域子育て支援拠点事業の利用希望

- 地域子育て支援拠点事業について、「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が62.5%と最も高く、次いで「利用していないが、今後利用したい」が20.4%となっています。

【就学前児童調査】

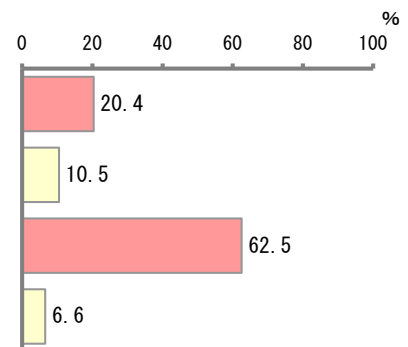
N = 1378

利用していないが、今後利用したい

すでに利用しているが、今後利用日数を増やしたい

新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない

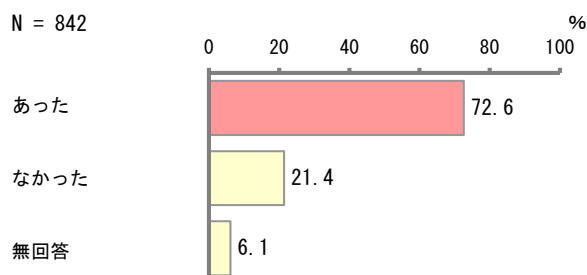
無回答



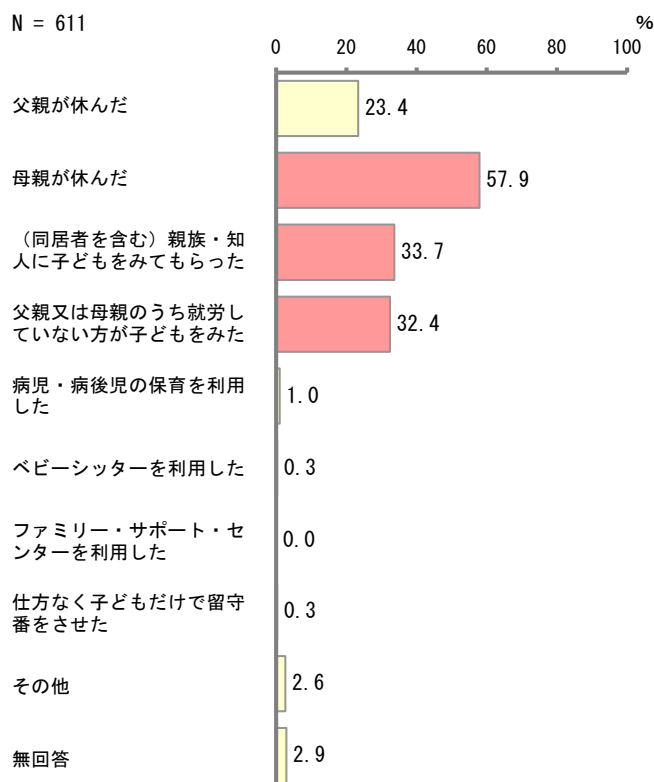
(4) 一時預かり等の短時間サービスについて

① 病気やケガで通常の事業が利用できなかったこと、その主な対処方法

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



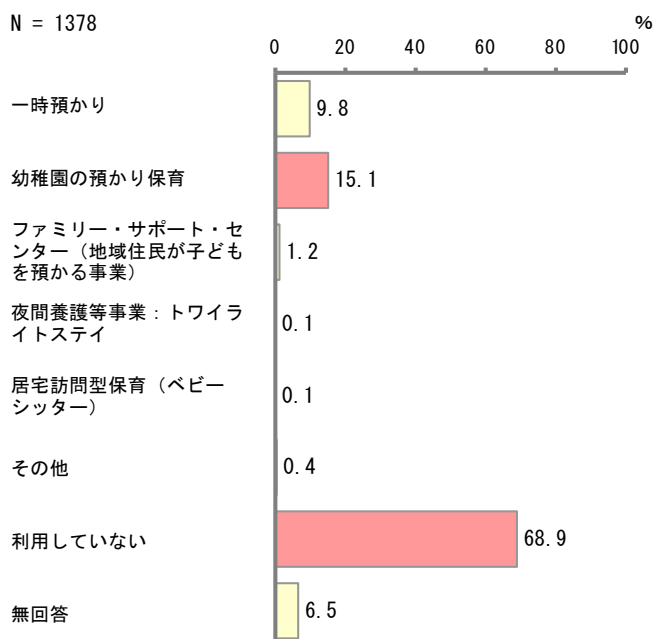
- 1年間に、お子さんが病気やケガで通常の事業が利用できなかったことが「あった」が72.6%となっています。
- 対処方法として、「母親が休んだ」が57.9%と最も高く、次いで「(同居者を含む)親族・知人に子どもをみてもらった」が33.7%、「父親又は母親のうち就労していない方が子どもをみた」が32.4%となっています。

② 不特定の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用

・日中の定期的な保育や病気のため以外に、私用、親の通院、不特定の就労等の目的で不定期的に利用している事業はあるかについて、「利用していない」が68.9%と最も高く、次いで「幼稚園の預かり保育」が15.1%となっています。

【就学前児童調査】

N = 1378



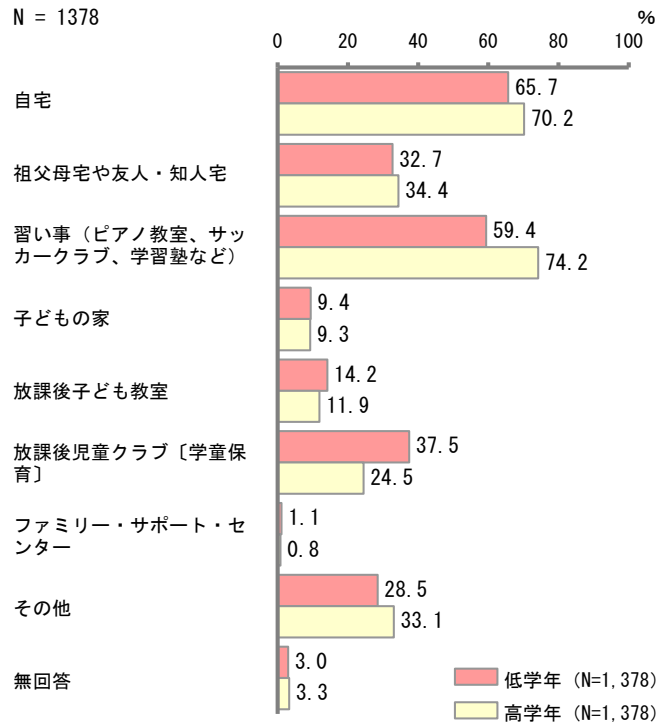
(5) 小学校就学後の放課後の過ごし方について

① 就学前児童の保護者の小学校にあがってからの希望

- お子さんについて、小学校にあがってからの放課後(平日の小学校終了後)の時間をどのような場所で過ごさせたかについて、低学年(1～3年生)では、「自宅」が65.7%と最も高く、次いで「習い事(ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など)」が59.4%、「放課後児童クラブ〔学童保育〕」が37.5%となっています。
- 高学年(4～6年生)では、「習い事」が74.2%と最も高く、次いで「自宅」が70.2%となっています。

【就学前児童調査】

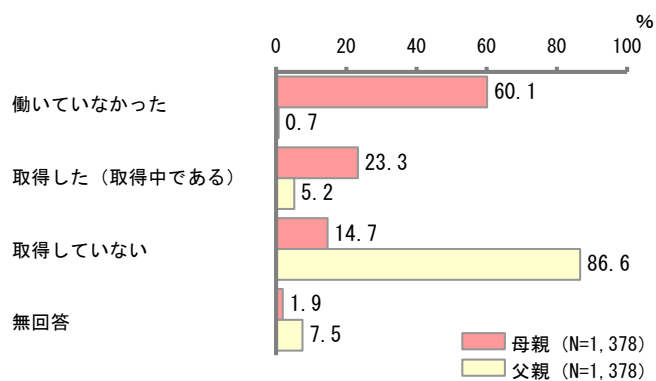
N = 1378



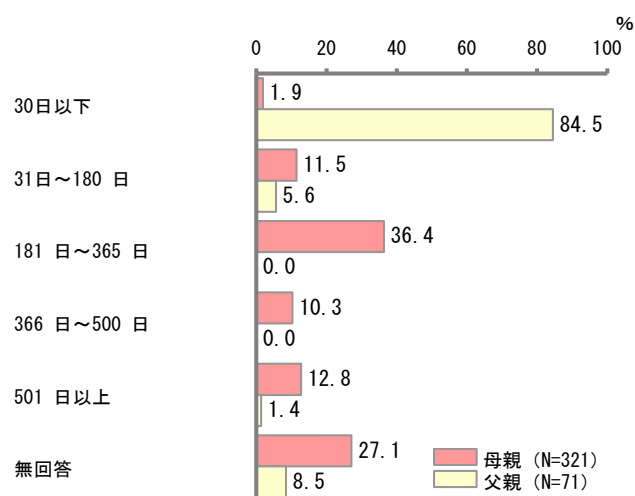
(6) 育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について . . .

① 育児休業の取得状況と、育児休業の取得日数

【就学前児童調査】



【就学前児童調査】



- 育児休業の取得状況については、「取得した（取得中である）」が母親で23.3%、父親で5.2%となっています。
- 育児休業の取得日数については、母親で「181日～365日」が36.4%、父親で「30日以下」が84.5%となっています。

② 取得していない理由

【就学前児童調査】

単位：％

	件数	職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった	仕事が忙しかった	仕事に早く復帰したかった (産休後に)仕事に早く復帰したかった	仕事に戻るのが難しそうだった	昇給・昇格などが遅れそうだった	収入減となり、経済的に苦しくなる	きた 保育所(園)などに預けることができた	配偶者が育児休業制度を利用した	配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった	子育てや家事に専念するため退職した	職場に育児休業の制度がなかった (就業規則に定めがなかった)	有期雇用のため育児休業の取得要件を満たさなかった	育児休業を取得できることを知らなかった	産前産後の休暇(産前6週間、産後8週間)を取得できることを知らず、退職した	その他	無回答
母親	203	12.3	6.4	3.9	6.4	0.0	3.9	4.4	0.0	4.9	44.8	15.3	6.4	1.5	5.9	17.7	14.8
父親	1,193	25.6	33.1	0.3	7.0	5.1	24.8	1.2	15.4	33.5	0.5	10.1	0.4	2.1	0.1	5.4	14.2

- 育児休業を取得していない方の理由については、母親で、「子育てや家事に専念するため退職した」が44.8%と最も多く、次いで「職場に育児休業の制度がなかった(就業規則に定めがなかった)」が15.3%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が12.3%となっています。
- 父親で、「配偶者が無職、祖父母等の親族にみてもらえるなど、制度を利用する必要がなかった」が33.5%と最も高く、次いで「仕事が忙しかった」が33.1%、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が25.6%となっています。

5 次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価

平成 25 年度に実施した平塚市次世代育成支援行動計画（後期計画）の実施状況に基づき、その取組を目標別に進捗状況を整理し、評価をしました。

※次世代育成支援行動計画（後期計画）進捗度の基準

- ⑤：計画どおり実施（目標達成率 100%）
- ④：おおむね計画どおり実施（目標達成率 80～100%未満）
- ③：計画を下回って実施（目標達成率 50～80%未満）
- ②：計画の進捗が遅れている（目標達成率 1～50%未満）
- ①：計画に掲げた事業が未着手

基本目標 1 「ありがとう！自分のいのち・みんなのいのち」の評価

児童虐待に対し、地域全体で早期に発見し、未然に防ぐとともに、すべての子どもが等しく持っている人権が守られる地域社会づくりに努めてきました。また、子どもの豊かな人間性の醸成と次代の親の育成に努めるため、家庭や地域における子育て力、子どもに対する教育力を高められるよう、学習機会等の充実を図ってきました。

目標全体では 21 事業のうち、平成 25 年度の進捗度⑤は 19 事業、達成率は 90%（19 事業/21 事業）であり、高い進捗状況となっています。また、進捗度④は 10%（2 事業/21 事業）となっています。

主な取り組みとして、「人権擁護意識の普及・啓発事業」として、パンフレット、広報ひらつかなどを通して、権利主体としての子どもについて市民の理解促進に努めてきました。また、保育所や幼稚園の園児と地域の児童や小学生との交流活動や、高齢者施設への訪問等を行い、世代間のふれあい活動を実施し、子どもが交流や体験を通して健やかに育つための環境を整備してきました。さらに、地域の子育てサークルや子育て支援地域活動などに保育士や保健師などを派遣し、育児に関する相談・支援を行ってきました。

基本目標2「すこやかに！育って」の評価

母親の出産前後の心身両面のケアとともに、子どもの発育・発達、成長段階に応じた健康の確保を促進してきました。また、障がいのある子どもが必要とするニーズへの対応を図り、身近な地域で安心して生活できるよう支援を行ってきました。

目標全体では23事業のうち、平成25年度の進捗度⑤は21事業、達成率は91%（21事業/23事業）となっており、進捗度④は1事業（4%）、進捗度①は1事業（4%）となっています。

主な取り組みとして、子ども一人一人が正しい食事のあり方や望ましい食習慣を身につけ、食事を通じて自らの健康管理ができるよう「食に関する指導」を、学校給食を通じて実施してきました。また、障がい児や発達に偏りのある子どもの発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、医療・保健・教育・地域・福祉などとの連携を図ってきました。

基本目標3「たのしく！子育てを」の評価

子育て家庭のさまざまなニーズに応じられるよう、関係機関、団体等と連携し、多様で柔軟な子育て支援サービスを提供してきました。また、子育てと仕事などが両立できるよう、父親の働き方等に対する職場の意識改革や子育て家庭への支援制度の普及に努めてきました。

目標全体では35事業のうち、平成25年度の進捗度⑤は29事業、達成率は83%（29事業/35事業）となっており、進捗度④は5事業（14%）、進捗度①は1事業（3%）となっています。

主な取り組みとして、保育所や幼稚園の有する専門的機能や地域の人材、民間活力などの保育資源を有効に活用し、子育て家庭が柔軟に利用できるような保育サービスの充実を図ってきました。また、男女がともに担う子育てを促進するため、「男女共同参画意識改革事業」を実施し、性別による固定的な役割分担意識の是正や女性の人権に関する情報提供、社会的機運の醸成や働く場における子育て支援の充実を図ってきました。さらに、職場環境の改善のため、「労働セミナー事業」を実施し、労働問題の自主的解決能力の向上を図るとともに、生活安定向上をめざしました。

基本目標4「のびのび！学んで」の評価

子ども一人一人の個性をのびしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう、教育内容の充実と学習環境の向上を図ってきました。

目標全体では13事業のうち、平成25年度の進捗度⑤は10事業、達成率は77%（10事業/13事業）となっており、進捗度④は3事業（23%）となっています。

主な取り組みとして、幼・保・小・中の指導の一貫性を図るため、連携学習研究会や連携教育講演会を開催しました。また、子どもたちがさまざまな悩みごとを気軽に相談できるよう、「教育相談体制の充実事業」や「スクールカウンセラー派遣事業」を実施してきました。

基本目標5「ほっと！安心のまちを」の評価

子どもたちが安全にまちで過ごせるよう、交通安全や治安の向上を図るとともに、子育て家庭が安心してまちに出かけられるよう、子育て家庭に配慮したまちのバリアフリー化に努めてきました。

目標全体では15事業のうち、平成25年度の進捗度⑥は15事業、達成率は100%となっています。

主な取り組みとして、子どもやその保護者が安心してまちを歩けるよう、「交通安全啓発推進事業」や「コミュニティ道路整備事業」などを実施し、交通安全教育の推進や交通安全施設の整備を行ってきました。また、子育てしやすいまちの環境をつくるため、「交通バリアフリー促進事業」や「ノンステップバス推進事業」を実施し、利用者の立場に立った道路、公共施設等のバリアフリー化を進めてきました。

6 平塚市の子ども・子育てを取り巻く課題

本市の子どもを取り巻く現状や、アンケート調査結果、次世代育成支援行動計画（後期計画）の評価を踏まえ、本市の子ども・子育てを取り巻く課題を整理しました。

(1) 子どもの豊かな人間性の育成

現状と課題

人間形成の基礎づくりは幼児期に始まり、就学前の子どもたちのその後の成長に大きく影響を与えることから就学前からの家庭や地域における教育は大変重要なものとなります。いのちを尊び、相手を思いやる心は、さまざまな遊びや体験を通して育まれていくものです。豊かな体験活動の機会を提供し、思いやりの心やいのちの大切にする心を養うとともに、子ども達が自己実現を図ることができるよう、社会の一員としての自覚や社会性を醸成する必要があります。

(2) さまざまなニーズに応じた多様な子育て支援

現状と課題

本市ではこれまで保育所等や保育サービスの整備や子育て世帯への経済的な支援などに取り組んできましたが、保護者の就労形態の多様化や共働き世帯の増加などにより、待機児童が発生している状態となっています。

保育所等に子どもを預けたくても、預けられず、待機児童が発生している状況や、仕事と子育てを両立できる環境の整備が必ずしも十分でないことが社会問題となっています。

そこで、子育て家庭のさまざまな状況に柔軟かつ迅速に対応し、子育て中の親が利用しやすい子育て支援サービスを実施するとともに、仕事と子育ての両立を図るため、職場の就労環境や働く人たちの意識改革を進めていくことが必要です。

1 基本理念

本計画は、平塚市次世代育成支援行動計画（後期計画）の基本理念を継承するとともに、平塚市子ども・子育て会議、子育て支援に関するアンケート調査の結果を踏まえ、平塚市のめざす将来像として、次のように基本理念を定めます。



いきいき子育て のびのび子育て
ちいきで育む
いのちきらめく 我がまち ひらつか

いのちを大切にする心。それが、子どもが豊かな人間性を持ったおとなに育っていくこと、親が子どもを慈しみ、子どもの成長、子育てに喜びを感じながら子どもを育てていくことの原点です。それは、未来の親たちにも受け継がれていきます。

「いのちを大切にする心」は、子育てをしている家庭だけではなく、子育てを卒業した、あるいは子どものいない家庭においても、地域のおとなたちが周りの子どもたちを温かく見守り、大切にしている心へと広がっていきます。

また、草花や小さな虫や動物たち、自然を大切にする心とも相まって、いのちを大切にするまちがつくられていきます。

本市では、「いのちを大切にする心」をキーワードに、平塚に住むすべての子どもたち、すべての子育て家庭の幸せを願い、父親、母親その他の保護者が子育てについての第一義的な責任を有するという認識のもと、市民、関係機関・団体、企業のみなさんと連携しながら、家庭や地域において子育ての理解が深められ、子育てに伴う喜びが実感できるよう、次の基本理念のもと計画を進めていきます。

2 基本的な視点

急速に進んでいる少子化の背景の一つには、市民の生き方が多様化する一方で働き方の選択肢が十分に整っていないことや、長時間労働を続けざるを得ないことなど、市民一人一人が望む生き方が実現しにくくなっているという状況があります。これまで、仕事と家庭の両立支援については、家庭と育児の両立という視点から主に働く女性が対象とされてきました。しかし、母親だけではなく父親も多様で柔軟な働き方を選択して子育てに積極的に関わることで、家事や育児の時間を十分に確保するという観点から、今日ではすべての労働者の仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）といった視点が求められています。

また、子どもは乳幼児期に特定の個人（母）から無条件に愛してくれるであろう、という継続的なかわりを通して、情緒的な絆が形成されることが大変重要です。この特定の個人（母）に抱く感情が基本的信頼であり、人を信じる過程の根本となる「愛着」です。特定の個人（母）が子どもの生理的欲求と共に甘えたいという心理的欲求を愛情深く満たすことによって、子どもは人への基本的信頼関係（愛着）を形成し、愛される喜びや満足感を通して人を愛し、また、自分自身を愛し信頼することができるようになります。そして、喜びを分かち合う喜びを知り、それが悲しみも分かち合う安らぎとなります。ここで「思いやり」の根本が育ち、この情緒的に安定した関係がすべての行動の拠り所となります。

核家族化や地域社会の変容により子どもが育つ環境が変化し、子どもが家庭や地域の中で育ちにくく、また、子どもを持つ親同士の交流を深める場が少なくなる等、育児不安をもたらすようになりました。そして、通信機器やゲーム機器の普及が高く、その利用の仕方によっては育児に影響を及ぼす恐れがあります。このような様々な要因から、子どもの愛着形成が脅かされる懸念が出てきています。そのため、乳幼児期の「愛着」形成の大切さを理解していただくため、将来および現在の子育て世代の方々に様々な事業を通し発信していくことが求められています。

本計画では、ワーク・ライフ・バランスの実現や、乳幼児からの愛着形成に向けて、これまで推進してきた「平塚市次世代育成支援行動計画（後期計画）」を踏まえ、平塚市総合計画の方向性のもと、アンケート調査結果からみる市民の意識や平塚市の地域特性などから導き出した、次の4つの基本的な視点のもと、「子ども・子育て支援新制度」における「子どもの最善の利益」と子育て支援施策を通じた魅力あるまちづくりの実現に向けて取り組んでいきます。

3 基本目標

基本理念の実現に向け、基本的な視点のもと5つの基本方向を掲げ計画を推進するもの
とします。

基本目標 1 ありがとう！自分のいのち・みんなのいのち

児童虐待の発生予防及び早期発見への体制を充実するとともに、子どもの人権を尊重し、その権利擁護について広く市民に周知啓発し、子ども自らが「いのちの大切さ」を身につけることができる地域社会づくりを図ります。

児童・生徒が乳幼児とふれあったり、自然とふれあったりする中で、いのちの大切さを肌で実感するとともに、豊かな人間性の醸成を図ります。それとともに、そのように育った子どもたちが大人になったときにも、自分の子どもを安心して生み育てられるよう、次代の親の育成に努めます。

そのため、家庭や地域における子育て力、子どもに対する教育力を高められるよう、学習機会等の充実を図ります。

基本目標 2 たのしく！子育てを

楽しみや喜びが感じられる子育てへの支援として、子育て家庭のさまざまなニーズに応じられるよう、関係機関、団体等と連携し、多様で柔軟な子育て支援サービスを提供するとともに、子育て家庭の交流機会や悩みごとへの相談体制など、地域全体で子育てへの支援を図ります。

また、子育てと仕事などが両立できるよう、保育所等における保育内容の一層の充実を図るとともに、父親の働き方等に対する職場の意識改革や子育て家庭への支援制度の普及を促進します。

基本目標3 のびのび！学んで

子どもたち一人一人の個性をのびしながら、豊かな人間性と生きる力を形成できるよう、幼稚園、保育所から小・中学校まで一貫した教育と、子どもの年代に応じた教育環境の向上を図ります。

また、子どもが悩みごとを自分で抱え込むことのないよう、悩みごとを気軽に相談でき、一人一人の状況に応じて適切に対応できる体制を整備していきます。

基本目標4 ほっと！安心のまちを

子育てにやさしく、心豊かに生活できるよう、安全・安心なまちづくりのために、交通安全や治安の向上を図るとともに、子育て家庭が安心してまちに出かけられるよう、子育て家庭に配慮した街のバリアフリー化に努めます。

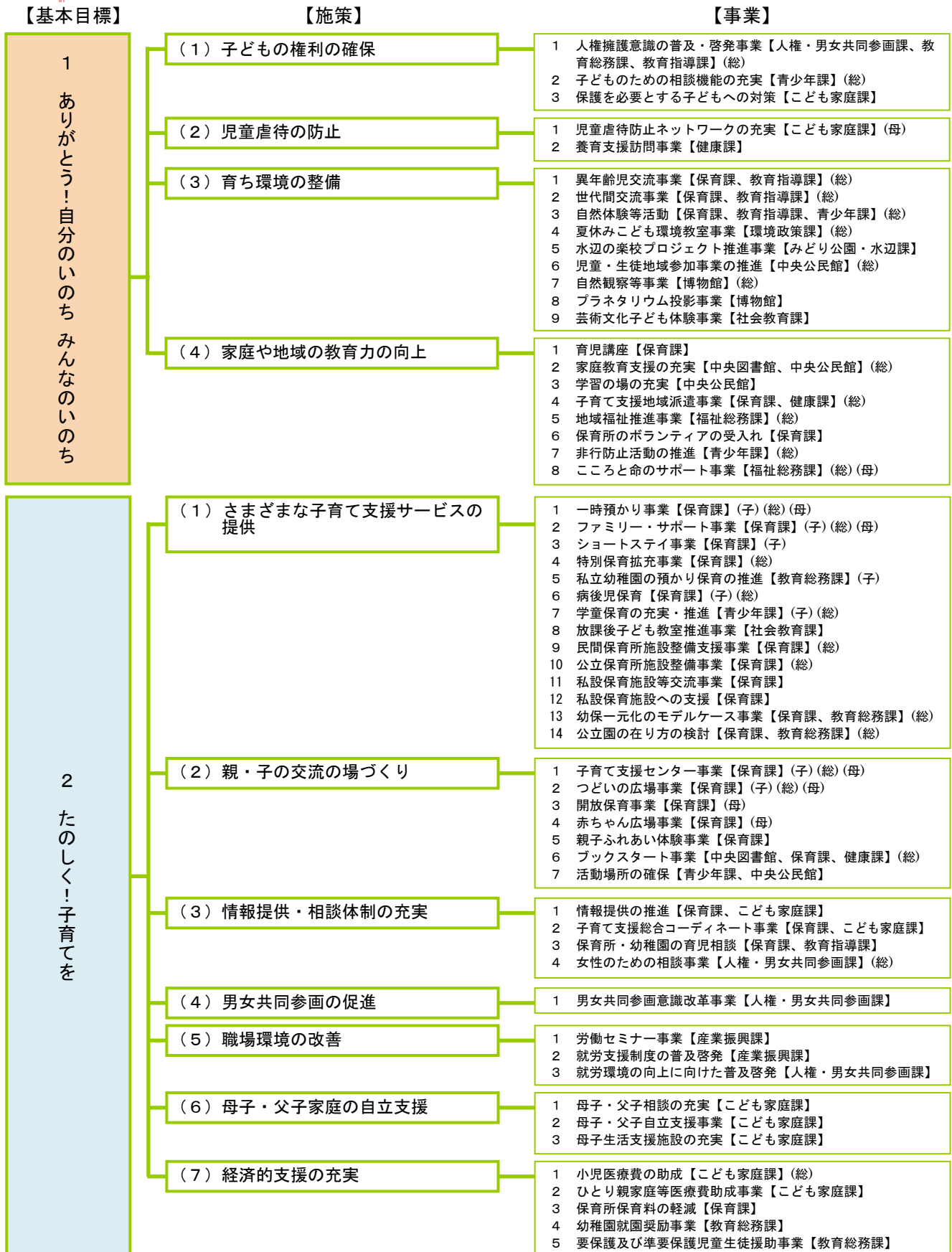
基本目標5 すこやかに！育て（平塚市母子保健計画）

妊娠・出産・子育て・保育などの、子どもの成長段階に応じた相談体制や、情報提供の充実を図り、子どもの発育・発達への支援に取り組みます。

また、障がいのある子どもが必要とするニーズへの対応を図り、身近な地域で安心して生活できるように支援します。

4 施策の体系

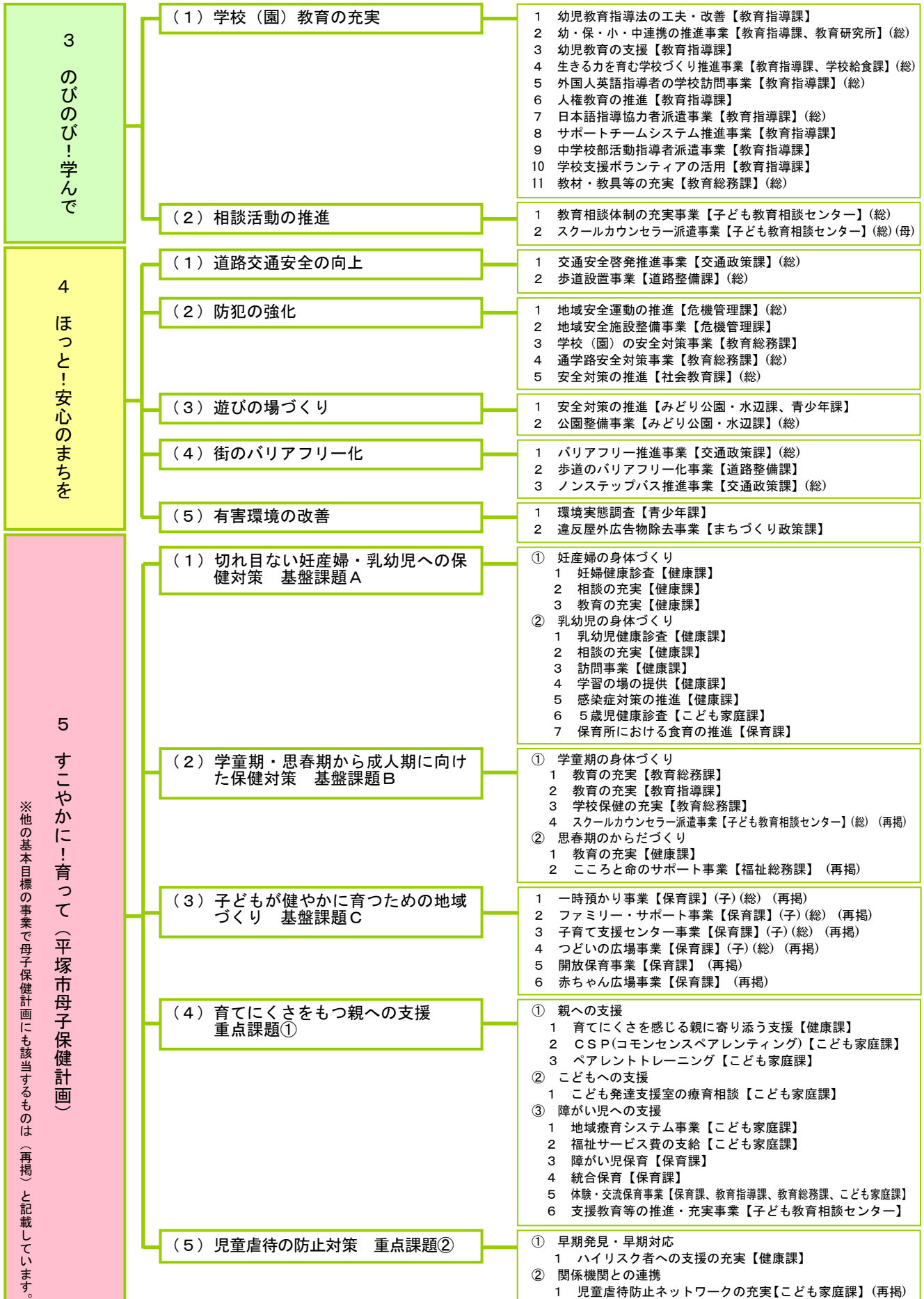
(子)：「子ども・子育て支援事業計画」で定められている事業
 (総)：「平塚市総合計画」で位置づけられている事業
 (母)：「平塚市母子保健計画」に関連する事業



【基本目標】

【施策】

【事業】



※他の基本目標の事業で母子保健計画にも該当するものは（再掲）と記載しています。

5つの基本目標の実現に向けて、23の施策の方向に基づき、今後の方向と、目標を定め、平塚市の役割について計画を推進していくものとしています。



基本目標	<ul style="list-style-type: none"> ・子育ての様々な課題の解決に向けて、5つの基本目標を設定しています。
施策の方向	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標を実現するための23の施策の方向を設定しています。 ・アンケート調査等からの現状を踏まえ、平塚市の方向性を示しています。
基本施策 (市の取組)	<ul style="list-style-type: none"> ・基本目標・施策の方向を達成するための主な個別として、市が取り組むべき役割を示しています。 ・施策・事業別に担当課と平成31年度の目標を示しています。 ・各基本施策の表において（子）となっているものは「子ども・子育て支援事業計画」で定められている事業を示しており、第5章で年次ごとの計画を示しています。 ・各基本施策の表において（総）となっているものは「平塚市総合計画」で位置づけられている事業を示し、（母）となっているものは「平塚市母子保健計画」に関連する事業を示しています。

基本目標 1 ありがとう！自分のいのち・みんなのいのち

施策 1 子どもの権利の確保

施策の方向

子どもを一人の人間として尊重し、生まれながらにして持っている人権を守るため、子どもの人権についての啓発を行い、併せて児童虐待が起こらない意識づくりを図ります。また、子どもの悩みごとへの相談を充実させるとともに、保護を必要とする子どもへの適切な対応を図ります。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(総) 人権擁護意識の普及・啓発事業	「児童の権利に関する条約」や人権について、パンフレット、広報ひらつかなどを通して、権利主体としての子どもについて市民の理解促進に努めます。	人権・男女共同参画課
		今後の取組	教育総務課
			教育指導課
2	(総) 子どものための相談機能の充実	子ども自身や保護者が相談できる電話・来室相談や学校における相談の機会など、子どものための相談体制を充実します。	青少年課
		今後の取組	
3	保護を必要とする子どもへの対策	こども総合相談担当と県児童相談所との連携を密にし、保護を必要とする子どもへの早期対応を図ります。里親制度の啓発・普及に努めます。	こども家庭課
		今後の取組	

施策2 児童虐待の防止

施策の方向

児童虐待を防止し、また発見した場合に迅速で適切な措置が講じられるよう、関係機関等の連携を密にし、ネットワークの強化を図ります。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(母) 児童虐待防止ネットワークの充実	児童虐待は、こども総合相談担当を中心に相談を受け、児童の処遇対応をしていますが、必要に応じて援助活動チームを編成し、関係機関と連携を取り対応しています。	こども家庭課
		今後の取組	
2	養育支援訪問事業	保護者の疾病などの理由により、児童を養育することに支障が生じた家庭に対して、安定した児童の養育が可能となるよう訪問による支援を実施します。	健康課
		今後の取組	

施策3 育ち環境の整備

施策の方向

子どもがさまざまな交流や体験を通して健やかに育つための環境を整備するとともに、家庭教育と学校教育、社会教育が連携し、生涯にわたって学び続けることのできる体制を充実させます。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(総) 異年齢児交流事業	園行事や地域の行事等を通して、保育所や幼稚園の園児と地域の児童や小学生との交流を図り、幼児及び児童の社会性を養います。〔対象：就学前児童及び小学生〕	保育課 教育指導課
		今後の取組	
2	(総) 世代間交流事業	高齢者施設の訪問や地域の高齢者を保育所や幼稚園へ招待し、園児や地域の子どもとともに世代間のふれあい活動を行います。〔対象：就学前児童及び高齢者〕	保育課 教育指導課
		今後の取組	

No	事業名	事業の概要	担当課
3	(総) 自然体験等活動	保育所、幼稚園の園児や地域の子どもの「生きる力」を培い、また社会性の育成を図るため、自然体験や社会体験活動を行います。[対象：就学前児童] 自然とふれあう体験活動の機会の充実を図ります。[対象：小学生等]	保育課 教育指導課
		今後の取組	青少年課
4	(総) 夏休み子ども環境教室事業	環境の保全や創造の重要性に気づき、考え、それぞれの立場に応じて自発的、積極的に行動できる人材の育成を目指すため、里山で自然に触れる体験をしたり、普段見ることのない沖合を、遊漁船に乗って観察したりします。	環境政策課
		今後の取組	
5	水辺の楽校プロジェクト推進事業	子どもたちが、積極的に自然にふれあいながら「遊び」「学び」「冒険心」「創造性」を育み、自然と接する「作法」や「感性」を養う場として活用するもの。	みどり公園・水辺課
		今後の取組	
6	(総) 児童・生徒地域参加事業の推進	地域における異年齢児との交流活動、野外、体育レクリエーション活動、文化活動などの事業を推進します。	中央公民館
		今後の取組	
7	(総) 自然観察等事業	児童生徒が身近な自然に親しみ理解する機会となるように、生物分野では「水辺の楽校生きもの調べの会」、地質分野では「自然観察入門講座」、天文分野では「星を見る会」をそれぞれ実施します。	博物館
		今後の取組	
8	プラネタリウム投影事業	児童生徒が宇宙や天文への関心と理解を深める機会となるように、投影を実施します。投影においては一般投影のほか、小中学校および幼稚園向けの投影プログラムを準備し団体見学を受け入れます。	博物館
		今後の取組	
9	芸術文化子ども体験事業	公民館、小・中学校、地域教育カネ트워크協議会において、小・中学生を対象として奇術、生け花、琴などの伝統芸能を体験する教室を開催します。	社会教育課
		今後の取組	

施策4 家庭や地域の教育力の向上

施策の方向

親が子育てに不安や悩みを持つ中で、子育てに喜びを見だし、子育てを通じて親も成長できるよう家庭教育への支援を行います。また、地域に住むおとなが子どもと積極的に関わるなど、地域の人材を活用して地域全体の子育て力の向上を図ります。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	育児講座	子育て家庭の不安感、負担感が軽減できるよう、また、乳幼児の健全な心身の発達、親・家庭の果たす役割及び親子の関係などについて学び、親の育児力の向上を図るため、育児講座を開催します。	保育課
		今後の取組	
2	(総) 家庭教育支援の 充実	中央公民館で家庭教育講演会、各地区公民館で家庭教育学級を開催します。	中央図書館
		今後の取組	中央公民館
3	学習の場の充実	男女がともに子育てに取り組むことができるよう、男性のための事業などを推進するとともに、仕事を持つ親等も参加しやすい日時の開催に努めます。	中央公民館
		今後の取組	
4	(総) 子育て支援地域 派遣事業	地域の子育てサークルや子育て支援地域活動などに保育士や保健師などを派遣し、育児に関する相談・支援を行います。	保育課
		今後の取組	健康課
5	(総) 地域福祉推進事業	地域福祉を推進するため、市民と行政との協働により、地域の子どもから高齢者までがお互いに助け合い、支え合う仕組みとしての町内福祉村の新設及び既設福祉村などの環境整備を支援します。	福祉総務課
		今後の取組	
6	保育所のボラン ティアの受入れ	園児とのふれあいを通して、保育の基礎的な知識や技術を習得してもらい、地域への社会奉仕活動への参加を図るため、中学生、高校生の保育実習及び地域の保育ボランティアの受入れを行います。	保育課
		今後の取組	

No	事業名	事業の概要	担当課
7	(総) 非行防止活動の 推進	<ul style="list-style-type: none"> ・心豊かで、規範意識・遵法精神・社会性が向上した青少年をひとりでも多く育成するため、社会を明るくする運動を通して、講演会や街頭啓発キャンペーン等を行います。 ・愛護指導活動、相談活動を行います。 ・青少年指導員による環境浄化活動を行います。 	青少年課
		今後の取組	
8	(総)(母) こころと命のサ ポート事業	<p>地域において実施しているおはなし会や読み聞かせ、読み語り等の中で、「命の大切さ、尊さ」をテーマに取り上げてもらうことで、命の大切さ、尊さを普及啓発し、自殺対策を推進します。</p>	福祉総務課
		今後の取組	

基本目標 2 たのしく！子育てを

施策 1 さまざまな子育て支援サービスの提供

施策の方向

地域に開かれた社会資源である保育所や幼稚園の有する専門的機能や地域の人材、民間活力などの保育資源を有効に活用し、子育て中の親などが柔軟に利用できるような保育サービスの充実を図ります。

また、放課後に子どもたちが安全な場所で安心して過ごすことができるよう、放課後児童クラブ（学童保育）の充実を図ります。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(子)(総)(母) 一時預かり事業	保護者の断続的な就労、病気や育児疲れの解消などの理由で、子どもの保育ができないときの緊急・一時的な保育を行います。 〔対象：就学前児童〕	保育課
		今後の取組	
2	(子)(総)(母) ファミリー・サポート事業	子育ての援助を受けたい方（依頼会員）と子育ての援助を行いたい方（支援会員）を組織化し、保育所・幼稚園等への送迎及びその前後の預かりなどの育児の援助活動の橋渡しを行います。〔依頼会員：生後2か月からおおむね10歳未満の児童の保護者〕	保育課
		今後の取組	
3	(子) ショートステイ事業	保護者の病気等により家庭において養育を受けることができない児童について、児童養護施設等での必要な保護を行います。 〔対象：就学前児童、小学生〕	保育課
		今後の取組	
4	(総) 特別保育拡充事業	保育所において、延長保育、障がい児保育、休日保育を行います。〔対象：就学前児童〕	保育課
		今後の取組	

No	事業名	事業の概要	担当課
5	(子) 私立幼稚園の預かり保育の推進	県と連携を取りながら、地域の保育需要に対応した、私立幼稚園における預かり保育の充実を図ります。〔対象：3歳から就学前児童〕	教育総務課
		今後の取組	
6	(子)(総) 病後児保育	保育所に入所している子どもが病気回復期にあつて登園ができないときや、体調不良で登園が難しいときなどに対応するため、病後児保育を行います。	保育課
		今後の取組	
7	(子)(総) 学童保育の充実・推進	学童保育の充実を図るため、学童保育指導員を対象とした市主催の研修を推進します。また、近年神奈川県等主催の研修が充実してきたため、より多くの研修機会が持てるよう、情報提供し、参加を促進します。〔対象：小学生〕 ※子ども・子育て支援事業計画を策定するにあたり、事業内容を一部修正	青少年課
		今後の取組	
8	放課後子ども教室推進事業	放課後や週末等の子どもたちの適切な遊びや学びの場として、小学校の余裕教室等を活用し、地域の方々の主体的な参画を得ながら、学習やスポーツ・文化活動、地域住民との交流活動などの取組をします。〔八幡小学校内に開設された「やわた子ども村」で実施〕	社会教育課
		今後の取組	
9	(総) 民間保育所施設整備支援事業	保育所待機児童の解消や保育サービスの充実を図るため、社会福祉法人立保育所の施設整備に対して助成を行います。	保育課
		今後の取組	
10	(総) 公立保育所施設整備事業	安心・安全・快適な保育環境の向上や地域への子育て支援の充実を図るため、老朽化した公立保育所の施設整備を行います。	保育課
		今後の取組	
11	私設保育施設等交流事業	私設保育施設の保育士や児童を保育所に招き、また保育士が私設保育施設に訪問して、保育に関する支援や児童の交流を図ります。	保育課
		今後の取組	

No	事業名	事業の概要	担当課
12	私設保育施設への支援	児童の健康診断、職員の保菌検査、施設賠償責任保険の諸経費に対して助成を行います。	保育課
		今後の取組	
13	(総) 幼保一元化のモデルケース事業	港幼稚園と須賀保育園を統合する「幼保連携型認定こども園」として(仮称)港地区認定こども園を開設します。	保育課 教育総務課
		今後の取組	
13	(総) 公立園の在り方の検討	公立幼稚園5園、公立保育園10園については、その在り方について庁内検討会で検討し、協議してきましたが、平成24年度にまとめた「平塚市幼保一元化に関する検討会中間報告」をもとに協議を進めています。	保育課 教育総務課
		今後の取組	

施策2 親・子の交流の場づくり

施策の方向

身近な地域で気軽に交流できる環境の整備や、子育てサークル等の活動場所の確保、子育てサークルの輪の広がりを促進し、子育て家庭が子育てを楽しく行えるよう支援するとともに、地域全体のつながり、子育て力の向上をめざします。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(子)(総)(母) 子育て支援センター事業	子育て家庭に対する育児不安などについての相談支援、各種子育てに係る情報提供、親子の気軽な交流の場としての子育てサロンの運営、子育てサークルや子育て支援地域活動への支援を行います。〔対象：就学前児童及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
2	(子)(総)(母) つどいの広場事業	主に乳幼児を持つ親と子どもが気軽に集い、うち解けた雰囲気の中で語り合うことで、精神的な安心感をもたらし、問題解決への糸口となる機会(場)を提供します。〔対象：おおむね0～3歳児及び保護者〕	保育課
		今後の取組	

No	事業名	事業の概要	担当課
3	(母) 開放保育事業	地域の未就園児とその保護者に、保育所の園庭や施設を開放し、園児との交流や保護者同士の交流を図り、また保育士による育児相談や情報提供を行います。〔対象：就学前児童及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
4	(母) 赤ちゃん広場事業	保育所が、赤ちゃんを育てる親を対象に、育児不安などについての相談、子育てに係る情報の提供、親子の気軽な交流の場の提供を行います。〔対象：1歳未満の乳児及び保護者〕	保育課
		今後の取組	
5	親子ふれあい体験事業	子育て中の親子が楽しく遊び、共通の体験活動を通しながら親子のふれあいが実感できる場を提供します。〔対象：就学前児童〕	保育課
6	(総) ブックスタート事業	0歳から、すべての乳児とその保護者が絵本を通して楽しい時間を過ごすとともに、豊かな子どもの心を育て、親子の絆を養ってもらえるよう子育てを支援します。	中央図書館
		今後の取組	保育課 健康課
7	活動場所の確保	子育てサークルなどの活動場所として、子どもの家や青少年会館などを活用します。	青少年課
		今後の取組	中央公民館

施策3 情報提供・相談体制の充実

施策の方向

子育てに関する多様な情報を子育て家庭に適切に提供し、関係する各機関相互が情報交換を活発に行って連携を図り、個々のケースに応じたきめ細かな相談体制を充実させます。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	情報提供の推進	子育て家庭に向け、情報誌・インターネット等により子育てに関する情報をわかりやすく、またタイムリーに発信します。	保育課
		今後の取組	こども家庭課
2	子育て支援総合コーディネート事業	既存の社会資源を有効に活用するため、県の児童相談所や関係機関などと連携し、地域における多様な子育て支援サービス情報を一元的に把握、ネットワーク化を図り、利用者への情報提供、ケースマネジメント及び利用援助等の支援を行うとともに、子育て家庭や保育所からの専門的な相談に対応します。	保育課
		今後の取組	こども家庭課
3	保育所・幼稚園の育児相談	保育所や幼稚園を利用している保護者や地域の子育て家庭を対象に、電話や面接により、子育てについての不安や悩みの相談を行います。	保育課
		今後の取組	教育指導課
4	(総) 女性のための相談事業	女性が日常生活の中で直面するさまざまな悩みの解消や配偶者などの暴力から女性とその子どもを守るため、女性のための相談窓口を設けます。	人権・男女共同参画課
		今後の取組	

施策 4 男女共同参画の促進

施策の方向

子育て中の母親、父親がともに育児や家事、仕事等に取り組めるよう、働き方の見直しを進めます。同時に、家庭や社会生活における男女共同参画をすすめることで、仕事と生活の調和（ワーク・ライフ・バランス）が実現する社会をめざします。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	男女共同参画意識改革事業	男女がともに担う子育てを促進するには、働き方を見直すとともに、男女共同参画社会の実現が必要です。そのために、性別による固定的な役割分担意識の是正や女性の人権に関する情報提供、啓発事業を実施し、社会的機運の醸成や働く場における子育て支援への意識を醸成します。	人権・男女共同参画課
		今後の取組	

施策 5 職場環境の改善

施策の方向

男女雇用機会均等法、育児休業・介護休業制度等の周知と利用促進に努め、母親も父親も子育てしやすい環境を整備します。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	労働セミナー事業	労働諸問題に対する理解と教養を深めるため、勤労者、事業主、一般市民を対象に労働セミナーを開催し、労働問題の自主的解決能力の向上を図るとともに、生活安定向上をめざすもの。	産業振興課
		今後の取組	
2	就労支援制度の普及啓発	勤労ひらつか（毎月 1 回、市内の労働組合や企業、市の施設に配付）で支援制度の普及啓発に努めるとともに、厚生労働省や都道府県労働局から送付されるリーフレット、冊子等を掲出し、閲覧に供し啓発に努めるもの。	産業振興課
		今後の取組	
3	就労環境の向上に向けた普及啓発	企業や市民に向けて、男女雇用機会均等法などを普及・啓発し、男女が共に能力を発揮できる職場づくりを進めます。	人権・男女共同参画課
		今後の取組	

施策6 母子・父子家庭の自立支援

施策の方向

母子家庭・父子家庭に対し、経済的、精神的な支援を行い、自立の手助けをしていきます。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	母子・父子相談の充実	母子家庭・父子家庭の自立促進のため、就労支援、母子・父子福祉資金の貸付け、母子・父子保護などを含むあらゆる相談に対応します。	こども家庭課
		今後の取組	
2	母子・父子自立支援事業	・母子・父子自立支援金給付制度を実施します。 ・母子・父子家庭日常生活支援員を派遣します。	こども家庭課
		今後の取組	
3	母子生活支援施設の充実	生活、就労の支援、指導を行い、自立の促進を図ります。	こども家庭課
		今後の取組	

施策7 経済的支援の充実

施策の方向

医療や保育所、幼稚園などに係る子育ての費用負担に配慮し、子育て家庭の経済的支援を推進します。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(総) 小児医療費の助成	小児医療費の助成を行います。 (平成24年4月から) 通院対象年齢…0歳児から小学校6年生まで 入院対象年齢…0歳児から中学校卒業まで	こども 家庭課
		今後の取組	
2	ひとり親家庭等 医療費助成事業	ひとり親家庭などの経済的負担を軽減するため、医療費の一部を助成します。	こども 家庭課
		今後の取組	
3	保育所保育料の 軽減	子どもの数や世帯の所得に応じた保育所保育料の軽減を維持します。	保育課
		今後の取組	
4	幼稚園就園奨励 事業	幼稚園などに就園する園児の保護者の経済的負担を軽減するとともに、幼児教育の振興に役立てるため、市民税額に応じて幼稚園保育料などを軽減します。	教育総務課
		今後の取組	
5	要保護及び準要 保護児童生徒援 助事業	経済的な理由により就学が困難な小・中学校に就学する児童、生徒の保護者に対して、就学に要する費用の一部を助成します。	教育総務課
		今後の取組	

基本目標 3 のびのび！学んで

施策 1 学校（園）教育の充実

施策の方向

子どもの生きる力を育み、幼稚園、保育所から小・中学校まで一貫した教育を行うため、地域住民の参画を得ながら、子どもの年代に応じた教育、各地域の特色ある学校づくりを推進します。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	幼児教育指導法の工夫・改善	より豊かな幼児教育を実現するため、幼稚園の運営や指導法などを研究します。	教育指導課
		今後の取組	
2	(総) 幼・保・小・中連携の推進事業	幼・保・小・中の指導の一貫性を図るため、連携学習研究会や連携教育講演会を開催します。	教育指導課
		今後の取組	教育研究所
3	幼児教育の支援	保護者の育児不安の解消と幼児の心身の健全な発達のため、幼稚園が幼児教育センター的機能として保護者の交流や教育相談などを実施します。	教育指導課
		今後の取組	
4	(総) 生きる力を育む学校づくり推進事業	生きる力を育む教育を展開するため、ふれあい教育、総合的な学習の時間・芸術鑑賞教室・食に関する指導などにより特色ある学校づくりを推進します。	教育指導課
		今後の取組	学校給食課
5	(総) 外国人英語指導者の学校訪問事業	幼児・児童・生徒の英語に対する興味・関心を高め、英語や外国の生活・文化に親しむ心を養うため、外国人英語指導者が幼稚園、小学校、中学校を訪問します。	教育指導課
		今後の取組	
6	人権教育の推進	人権教育を推進するため教職員の研修を充実します。	教育指導課
		今後の取組	

No	事業名	事業の概要	担当課
7	(総) 日本語指導協力者派遣事業	日本語の指導が必要な児童・生徒に対して、学校における日本語指導、母国語指導、生活適応指導等を支援するため要請に応じて、日本語指導協力者を派遣します。	教育指導課
		今後の取組	
8	サポートチームシステム推進事業	小・中学生の問題行動への対策を話し合い、地域や関係機関と連携し、具体的な指導・支援を行います。	教育指導課
		今後の取組	
9	中学校部活動指導者派遣事業	中学校における部活動育成及び活性化のため、各学校の要請に応じ、専門的資質を有する部活動指導者を顧問の指導協力者として派遣します。	教育指導課
		今後の取組	
10	学校支援ボランティアの活用	学校の教育活動の充実と開かれた学校づくりのため、学校支援ボランティアなど地域の人々の教育力を活用します。	教育指導課
		今後の取組	
11	(総) 教材・教具等の充実	学習環境の向上のため、情報教育機器、教材・教具、学校図書などを整備します。	教育総務課
		今後の取組	

施策2 相談活動の推進

施策の方向

子どもたちがさまざまな悩みごとを気軽に相談でき、一人一人の状況に応じて適切に対応できるよう、各種の相談事業の連携と相談員の技能の向上を図ります。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(総) 教育相談体制の充実事業	児童・生徒の様々な問題を解決するため、相談スタッフを充実するとともに、訪問相談事業、各種研修会・研究会を実施します。	子ども教育相談センター
		今後の取組	
2	(総) (母) スクールカウンセラー派遣事業	児童・生徒の様々な問題を解決するため、本人や保護者のカウンセリングと教職員を支援するスクールカウンセラーを各小中学校に派遣します。	子ども教育相談センター
		今後の取組	

基本目標 4 ほっと！安心のまちを

施策 1 道路交通安全の向上

施策の方向

子どもやその保護者が安心して街を歩けるよう、交通安全教育の推進や交通安全施設の整備を推進します。また、やすらぎを感じることができる街をつくるため、地域住民の参画を得ながらコミュニティ道路の整備を推進します。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(総) 交通安全啓発推進事業	保育園(所)、幼稚園、学校などにおいて交通安全教室を開催し、交通事故防止と交通安全の啓発を行います。	交通政策課
		今後の取組	
2	(総) 歩道設置事業	歩行者の安全を確保するため、主要幹線道路に歩道を新設します。	道路整備課
		今後の取組	

施策 2 防犯の強化

施策の方向

地域のおとなたちが積極的、継続的に子どもとふれあうことにより、地域住民同士の連帯感を高め、犯罪の起こらない明るいまちづくりを図ります。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(総) 地域安全運動の推進	・子どもたちが犯罪に巻き込まれないよう、市民の防犯意識の高揚を図るため、関係団体が連携した地域安全運動や地域安全運動推進大会、研修会などを実施します。 ・地域の防犯活動を支援します。	危機管理課
		今後の取組	

No	事業名	事業の概要	担当課
2	地域安全施設整備事業	<ul style="list-style-type: none"> ・子供たちが犯罪に巻き込まれないように防犯街路灯を設置します。 ・自治会等の団体が管理する防犯街路灯の設置や維持管理を支援します。 	危機管理課
		今後の取組	
3	学校（園）の安全対策事業	子どもの登下校時の安心・安全を確保するため、自転車や公用車による巡回パトロールを行います。	教育総務課
		今後の取組	
4	（総）通学路安全対策事業	児童・生徒の安心・安全な通学を確保するため、地域との連携により、あいさつ運動の推進や通学路の環境を整備します。	教育総務課
		今後の取組	
5	（総）安全対策の推進	平塚市内の各中学校区の地域教育力ネットワーク協議会が行う「こどもサポート看板」の設置・管理を支援し、子どもの安全確保に努めます。	社会教育課
		今後の取組	

施策3 遊びの場づくり

施策の方向

子どもがのびのびと育つことができるよう、また子育て中の親や地域住民などが交流し、憩うことができるよう、地域の特性を生かしながら、設備等の安全を確保した子どもの遊び場を整備します。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	安全対策の推進	公園などの点検・整備を行い、子どもの遊び場の安全確保に努めます。	みどり公園・水辺課
		今後の取組	青少年課
2	（総）公園整備事業	公園などを計画的に整備するとともに、整備の際は子どもの発育段階に応じた遊具の設置、配置などを考慮し、遊び場の確保を図ります。	みどり公園・水辺課
		今後の取組	

施策4 街のバリアフリー化

施策の方向

子育てしやすい街の環境をつくるため、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、地域のさまざまな立場の人たちの参画のもと、利用者の立場に立った道路、公共施設等のバリアフリー化を進めます。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(総) バリアフリー推進事業	電車やバス等を利用した移動の際の利便性や安全性の向上を図るため、交通バリアフリー基本構想に基づき整備を行う公共交通事業者、道路管理者、公安委員会等へ促進を働きかけます。	交通政策課
		今後の取組	
2	歩道のバリアフリー化事業	歩行者の安全性向上と障がい者や高齢者などにやさしいまちづくりを進めるため、歩道の段差解消などの改良をします。	道路整備課
		今後の取組	
3	(総) ノンステップバス推進事業	高齢者や障がい者をはじめとした全ての市民のバスによる移動の利便性や安全性の向上を図るため、市内を運行するバス事業者に対し、ノンステップバスの導入を支援します。	交通政策課
		今後の取組	

施策5 有害環境の改善

施策の方向

地域住民、関係団体等の協力のもと、子どもの健全な発育に好ましくない環境の解消に努めます。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	環境実態調査	県が主催する青少年を取り巻く環境実態調査に協力し現地調査をします。	青少年課
		今後の取組	
2	違反屋外広告物除去事業	道路における違反屋外広告物（風俗看板等）の掲示により、青少年の育成上に悪影響を与えることになるため、この問題を未然に防止することを目的とします。	まちづくり政策課
		今後の取組	

基本目標 5 すこやかに！育って（平塚市母子保健計画）

基本目標5「すこやかに！育って」については、国の「健やか親子21（第2次）」で10年後にめざす姿としてかけられた「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現に向けた施策となっています。

そのため、基本目標5「すこやかに！育って」は「平塚市母子保健計画」として位置づけ、施策を展開していきます。

平塚市の母子保健計画は、「すべての子どもが健やかに育つ社会」の実現のため3つの基盤課題と2つの重点課題を柱として実施していきます。

施策 1 切れ目ない妊産婦・乳幼児への保健対策 基盤課題 A

施策の方向

妊娠・出産・育児期における母子保健対策の充実に取り組むとともに、各事業間や関連機関間の有機的な連携体制の強化や、情報の利活用、母子保健事業の評価・分析体制の構築をはかることにより、切れ目のない支援体制の構築を目指します。

現状と課題

本市のデータを見ると低出生体重児の出生割合は徐々に増加しており、国・県と比較しても高値となっています。

また、国民健康栄養調査や平成26年度に本市で実施した食育推進のための実態調査では体型に対する自己評価について、10代20代の女性で、現実の体重が普通でも「太っている」と評価する割合が多く、やせ願望が高いことが考えられます。

児が胎児期に順調に成長し安産で出生するためには、母体の健康、妊娠前からの妊婦のからだづくりは重要な課題となります。妊娠・出産・産褥期の女性は心身の大きな変化とともに、子どもを育てるというライフスタイルに変化がある時期であり、不安定さを抱えることがあります。そして将来の母自身の生活習慣病の発症予防のためにも、母体の健康を維持することが大切です。

また親の子育ての仕方や生活習慣は子どもの成長に大きな影響を与えるため、親が子どもの発育・発達について知識を得る機会を提供することが必要です。

これらのことから、妊娠前からのからだづくりのために、妊娠前の体格・妊娠経過（疾患の有無、就労状況、飲酒・喫煙など）の状況より、生活習慣病の発症予防に向けて課題を明らかにすることが必要です。

本市の子どもの健診は、乳児期は個別健診で医療機関にて実施し、幼児期は集団健診で保健センターにて実施しています。1歳6か月児健診の状況をみると、ことばの理解

や発語が遅いという相談が増えています。DVDやテレビ、スマートフォンなどが手軽に子どものおもちゃ替わりになることで、ことばだけでなく親子の関わりや、やりとり遊びなどが希薄になっていることが考えられます。そして遊びの変化は子どもの運動不足へも影響していきます。

子どもにとって望ましい生活のリズムや運動、遊びについて母（親）が理解し、成長・発達の段階に合わせた育児ができるよう、乳児期の支援の場を増やす必要があります。

また、本市におけるむし歯がない3歳児の割合は増加していますが、重度のむし歯（1人で6本以上）を保有している3歳児の割合は横ばいです。多様化する生活習慣、食習慣からむし歯の発生原因も複雑化しています。健全な口腔発育は、乳幼児期からの規則正しい生活習慣や食習慣から育まれるため、子どもの生活習慣が確立する低年齢時期からの保護者への情報提供が必要です。また、むし歯予防効果のあるフッ化物の利用について引き続き理解が深まるよう情報提供が必要です。

基本施策

① 妊産婦の身体づくり

妊娠前からの身体づくりのための実態把握を行い、情報提供と普及に努めます。

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(母) 妊婦健康診査	<ul style="list-style-type: none"> 定期的な妊婦健康診査の受診勧奨を実施します。 受診状況を確認します。(妊産婦の疾患(血圧、血糖値、尿たんぱく等)の実態の確認) 	健康課
		今後の取組	
2	(母) 相談の充実	<ul style="list-style-type: none"> 母子手帳の交付状況の確認を行います 妊娠届け出時の保健指導体制を整備します。 時期に合わせた健康管理に必要な情報提供と相談体制を整備します。 ハイリスク者に対する関係機関との連携強化を行います。 	健康課
		今後の取組	
3	(母) 教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> 妊娠中からの健康管理の必要性および生活習慣病につながるリスク（合併症予防、適正体重管理、喫煙・飲酒等）の教育を充実します。 将来の生活習慣病の発症予防のための教育を行います。 	健康課
		今後の取組	

基本施策

② 乳幼児の身体づくり

乳幼児が健康な発育・発達ができるよう、望ましい生活習慣の確立に努めます。

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(母) 乳幼児健康診査	<ul style="list-style-type: none"> 健康診査受診率の向上に努めます。 未受診者への受診勧奨を行います。 関係機関との連携による未把握者の状況確認体制を充実します。 	健康課
		今後の取組	
2	(母) 相談の充実	生活習慣の確立に向けた相談を実施します。	健康課
		今後の取組	
3	(母) 訪問事業	<ul style="list-style-type: none"> 乳幼児を持つ家庭への訪問を行います。 育児不安や精神的な不安定さを抱える母親への対応を充実します。 	健康課
		今後の取組	
4	(母) 学習の場の提供	<ul style="list-style-type: none"> 幼児健診等での生活習慣(生活リズム、外遊び、食事、睡眠、歯の健康など)に関する学習機会を提供します。 未熟児教室を開催します。 	健康課
		今後の取組	
5	(母) 感染症対策の推進	定期予防接種の重要性について、ホームページ、広報、個別通知等、各種事業で周知します。	健康課
		今後の取組	
6	(母) 5歳児健康診査	発達に課題を持つ子どもたちが支援を受けずに就学・就職して、困難な状況に陥りがちなことから、市内の5歳児を対象に、スクリーニング調査により健康診査を実施し、健康診査で支援が必要な子どもを発見した場合は、必要な支援を行っていきます。	こども家庭課
		今後の取組	
7	(母) 保育所における食育の推進	乳幼児期から、正しい食事のとり方や望ましい食習慣の定着、食を通じた豊かな人間性の形成、家族関係づくりによる心身の健全育成を図ります。	保育課
		今後の取組	

施策2 学童期・思春期から成人期に向けた保健対策 基盤課題B

施策の方向

児童生徒自らが、心身の健康に関心を持ち、より良い将来を生きるため、健康の維持・向上に取り組めるよう、多分野の協働による健康教育の推進と次世代の健康を支える社会の実現を目指します。

現状と課題

こどもは家庭生活を中心に生活習慣等を身につけて育ちます。小学校低学年までは自分よりも大人の判断を信頼し大人に依存していますが、徐々に同性の友人との仲間集団の中でルールを作るなどしながら自立性を発達させていきます。そして思春期になるとこころと身体の両面での発達が加速される中でその変化を受け入れ、様々な葛藤の中で自らの生き方を模索しはじめます。思春期に自己肯定感を持ち、自分自身が大切な存在であると思えることは、子どもがたくましく人生を生きていくための重要な課題です。

からだの面に目を向けると、わが国では子どもの肥満が増加し、肥満児の中には既に生活習慣病に罹患している者や生活習慣病予備群と考えられる者も多くなっています。

子どもの肥満の要因は大人と同様に不健全な食生活、運動不足、睡眠不足や過度のストレスなどが指摘されています。朝食の欠食は肥満とも関係しているといわれますが、「平成25年全国体力・運動能力、運動習慣等調査」によると、平塚市の小学5年生及び中学2年生の朝食の摂取状況は、国、県と比較して毎日食べる割合が低い傾向がみられました。また、食育推進のための実態調査結果から、平成19年度の6～10歳児の朝食を毎日食べる割合は96.7%、平成26年度も96.7%と変化がみられませんでした。

平成26年度に実施した食育推進のための実態調査では、20歳代男女の体格指数を比較すると、男性はやせ9.3%、ふつう60.5%、肥満30.2%、女性はやせ12.5%、ふつう84.4%、肥満3.1%と男性の肥満の割合が高い状況です。

しかし女性は肥満の割合は低く体格指数はふつうの割合が高いものの、自己評価は「やや肥満・肥満」と回答する割合と、「ふつう」と回答する割合が48.2%と同じ割合となりました。

一方、やせ願望は一般に中学生頃から始まりますが、近年はやせ願望の低年齢化が指摘され、小学生からやせ願望を持つ女子が増えてきています。

体型に対する自己評価について体格指数が「ふつう」でも太っていると評価する人が多い状況です。

成人期に適正体重を維持するために児童生徒の体格の実態を把握し、予防のための情報提供を行い、子どもの体格を向上させる取り組みが必要です。

また、歯及び口腔の健康に目を向けると平成25年度の平塚市学校歯科保健統計の結

果からむし歯がない中学 1 年生の割合は増加していますが、初期むし歯や歯肉に炎症のある者は約 10～20%存在しています。歯周病は成人の歯を失う一番の原因で、成人期につながる健康課題の一つです。むし歯予防と共に歯周病予防に必要な知識と方法の習得、適切な歯科保健指導が必要です。

基本施策

① 学童期の身体づくり

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(母) 教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 体格の実態を把握します。 ・ 生活習慣病予防や歯の健康に関する知識の普及に努めます。 ①小学 4～6 年生の体格調査と健康教育の実施 ②学校歯科巡回指導の実施 	教育総務課
		今後の取組	
2	(母) 教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 生活習慣病予防に関する健康教育を実施します。 ①朝食を欠食する子どもの割合の減少 ②睡眠が 6 時間未満の小学校 5 年生の割合の減少 ③運動・スポーツの実施状況(ほとんど毎日《週 3 回以上》) 市の小学校 5 年生・中学校 2 年生の男女の増加 ・ 実態の把握をします。 (全国体力・運動能力、運動習慣等調査等を活用) 	教育指導課
		今後の取組	
3	(母) 学校保健の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 心電図検査、心臓疾患第 2 次検査、腎臓疾患(尿)検査、同 2 次検査、同 3 次精密検査、寄生虫卵(ぎょう虫卵)検査、結核健康診査、胸部レントゲン直接撮影、結核健康診断精密検査、小学校歯科巡回指導を実施。 ・ 各学校(園)健康診断(内科、眼科、耳鼻科、歯科)を実施。 	教育総務課
		今後の取組	
4	(総)(母) スクールカウンセラー派遣事業	・ 3(2)2の事業を参照してください	子ども教育相談センター
		今後の取組	

② 思春期のからだづくり

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(母) 教育の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・ 将来に向けたからだづくりや性に関する知識の普及に努めます。 ・ 関係機関との連携を充実します。 	健康課
		今後の取組	
2	(総)(母) こころと命のサ ポート事業	<ul style="list-style-type: none"> ・ 1 (4) 8の事業を参照してください 	福祉総務課
		今後の取組	

施策3 子どもが健やかに育つための地域づくり 基盤課題C

施策の方向

社会全体で子どもの健やかな成長を見守り、子育て世代の親を孤立させないよう支えていく地域づくりを目指します。

現状と課題

少子化や核家族化、生活スタイルの多様化や情報化の伸展など、子育て家庭とそれを取り巻く環境は複雑に変化してきています。親が安心して子どもを産み育て、子どもが将来に夢を持って健やかに育つ環境を築くためには、地域のネットワークをつくり、社会全体で親子を温かく見守ることが望まれています。

働く親を支援し、親子を孤立させないための施策として、様々な子育てサービスの提供に努めています。

基本施策

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(子)(総)(母) 一時預かり事業	・ 2 (1) 1の事業を参照してください	保育課
		今後の取組	
2	(子)(総)(母) ファミリー・サポート事業	・ 2 (1) 2の事業を参照してください	保育課
		今後の取組	
3	(子)(総)(母) 子育て支援センター事業	・ 2 (2) 1の事業を参照してください	保育課
		今後の取組	
4	(子)(総)(母) つどいの広場事業	・ 2 (2) 2の事業を参照してください	保育課
		今後の取組	
5	(母) 開放保育事業	・ 2 (2) 3の事業を参照してください	保育課
		今後の取組	
6	(母) 赤ちゃん広場事業	・ 2 (2) 4の事業を参照してください	保育課
		今後の取組	

施策4 育てにくさをもつ親への支援 重点課題①

施策の方向

近年、育児中の家庭の孤立化が指摘され、親が育児に不安や困難さを感じつつ、それらを解消しないまま抱え込む危うさがあるといわれます。子育て中の親が育児に対して少しでも余裕と自信をもち、親としての役割を發揮できる社会を構築するために、妊娠がわかった時から情報提供と相談の場を提供し、育てにくさを持つ親に寄り添う支援が必要です。

現状と課題

親が感じる育てにくさには、子どもの心身の発達・発育の偏り、疾病などによるもの、親の子育て経験の不足や知識不足によるもの、親の心身の不調などによるものなど多面的な要素を含んでいるといわれます。

育てにくさは親の育児不安などを増強させるため、親の発する育てにくさのサインに早期に気づき、親子に適切な時期に適切な支援を行うことが大切です。

健康課では、家庭訪問・育児相談・健診などの場面で、子どもの発達や関わり方などに不安を持ち、育てにくさを感じている親への支援として、健診事後フォロー教室を実施しています。

また、主に子どもの発達等の相談はこども発達支援室で受け、子どもの様子に適した支援を提供しています。親には子どもの理解を深められるように支援し、関わり方について一緒に考えながら助言しています。また、幼児期から学童期に切れ目ない支援が継続できるように、はぐくみサポートファイルの活用を広げていますが、関係機関とのさらなる連携を図っていく必要があります。

基本施策

① 親への支援

親が育児に対して余裕と自信をもち、親としての役割を發揮できる社会を構築するために、情報や相談の場を提供し、育てにくさを持つ親に寄り添う支援を行います。

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(母) 育てにくさを感じる親に寄り添う支援	<ul style="list-style-type: none">・健診票からの実態を把握します。・子育ての仕方や発育発達の知識を普及します。・健診事後フォロー教室	健康課
		今後の取組	

No	事業名	事業の概要	担当課
2	(母) CSP (コモンセンスペアレンティング)	つい怒鳴ってしまう、叩いてしまうなど、子育ての悩みがある親に対して、子どもとの関わり方及びコミュニケーションの方法を練習し、親子関係を改善していきます。	こども家庭課
		今後の取組	
3	(母) ペアレントトレーニング	発達に障がいを持つ子どもの養育は難しく、親が子育てに自信を失いがちであることから、ペアレントトレーニングの効果が見込まれる希望者に対して、10回コースの講座を実施します。また、より多くの保護者へのダイジェスト講座、幼稚園・保育所、学校などの指導者向け講座であるティーチャーズトレーニングも実施していきます。	こども家庭課
		今後の取組	

② こどもへの支援

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(母) こども発達支援室の療育相談	子どもの発達の不安に対応するため、電話や面接により相談を行います。 ・心理相談実施。 ・言語聴覚士による相談。 ・作業療法士による相談。 ・小児精神科医による相談。 ・一般相談。 など、子育てについての不安や悩みの相談受付。	こども家庭課
		今後の取組	

③ 障がい児への支援

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(母) 地域療育システム事業	障がい児、発達に偏りのある子どもの発達を支援し、身近な地域で安心して生活できるよう、医療・保健・教育・地域・福祉などの連携を図ります。 ・療育相談室による各機関との電話による連携。 ・保育園、幼稚園等巡回訪問による連携。 ・療育機関への療育支援。 ・幼稚園、保育所職員等の実習受け入れ。 ・障がい児の機能訓練に関する関係機関連絡会の実施。 ・障がい児との関係機関会議等実施。	こども 家庭課
		今後の取組	
2	(母) 福祉サービス費の支給	障がい児等に対する各種福祉サービス費を支給し、障がい児等の発達支援、および保護者の介護負担軽減を図ります。	こども 家庭課
		今後の取組	
3	(母) 障がい児保育	保育所において、保育に欠ける集団保育が可能な障がい児を受け入れ、健常児との保育を行います。〔対象：就学前児童〕	保育課
		今後の取組	
4	(母) 統合保育	保育には欠けなが、集団保育による療育を必要とする児童を対象に、健常児との関わりの中で、児童の発達促進を図るため、保育所における統合保育を行います。なお、保育所の待機児童の解消との関連を視野に入れながら、実施について検討するものとします。〔対象：就学前児童〕	保育課
		今後の取組	
5	(母) 体験・交流保育事業	乳幼児健診、育児相談及び療育相談等でフォローが必要とされる児童を対象に、保育所や幼稚園において、健常児と集団生活を共に経験することにより、児童の健やかな成長を図り、また保護者への育児支援を行います。〔対象：就学前児童〕	保育課 教育指導課 教育総務課
		今後の取組	こども 家庭課
6	(母) 支援教育等の推進・充実事業	特別な配慮を要する児童・生徒へよりよい支援を行うため、必要に応じて小中学校に相談支援チームを派遣して校内支援体制の整備を推進するとともに、各種研究会・研修会を実施します。 (対象：小・中学校)	子ども教育 相談センター
		今後の取組	

施策5 児童虐待の防止対策 重点課題②

施策の方向

子どもの虐待を防ぎ、すべての子どもが健やかに成長できるような社会を構築するための対策として児童虐待の発生予防には、妊娠届け出時等妊娠期から関わる事が重要です。早期発見・早期対応には、新生児訪問等の母子保健事業と関係機関の連携が必要です。子どもの保護・支援、保護者支援の取組みが重要です。

現状と課題

児童虐待件数は年々増加しており我が国の大きな問題ですが、本市においては、心理的虐待及びネグレクトの合わせた件数が全体のおよそ8割を占めています。また、被虐待児のおよそ半数は、未就学児となっています。

虐待防止のためには子どもを産む前の妊娠期からの関わりが必要といわれます。望まない妊娠、未婚、出来ちゃった結婚、若年・高齢妊娠などは虐待に繋がるリスクが高いため、予防のためには関係機関との連携を強化し、情報を共有しながら支援できる体制づくりが必要です。

基本施策

① 早期発見・早期対応

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(母) ハイリスク者への支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ・周産期におけるハイリスク者への対応を行います。 ・家庭訪問・健診等の機会をとらえた対応を行います。 ・養育支援を必要とする家庭への対応を行います。 	健康課
		今後の取組	

② 関係機関との連携

No	事業名	事業の概要	担当課
1	(母) 児童虐待防止ネットワークの充実	<ul style="list-style-type: none"> ・1(2)1の事業を参照してください 	こども家庭課
		今後の取組	

教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保方策

子ども・子育て支援事業計画では、市町村が定める区域ごとに、幼児期の学校教育・保育、地域型保育、地域の子ども・子育て支援についての「量の見込み」（現在の利用状況＋利用希望）、「確保の方策」（確保の内容＋実施時期）を記載することとされており、その区域において教育・保育の提供体制の確保と方策の検討、また、地域子ども・子育て支援に係る需給調整を判断することとなります。



1 教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法に基づく国の基本指針では、市町村は量の見込みと確保方策を設定する単位として、地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、現在の教育・保育の利用状況、教育・保育を提供するための施設の整備の状況その他の条件を総合的に勘案して、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域（以下「教育・保育提供区域」という。）を定める必要があるとしています。

本市では、市内の教育保育施設の配置状況や、現在の通園状況等を踏まえるとともに、利用者の選択肢を居住区域の周辺のみならず、交通事情による利用者の通園等の動線も考慮し、市内全域の教育保育施設等を利用することができるよう、平塚市全域をひとつの教育・保育提供区域と設定します。

この教育・保育提供区域を基本とした上で、アンケート調査結果に基づいた需要分析を行い、区域における量の見込みと確保の方策をみていくものとします。

2 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業の量の見込みの考え方

子ども及びその保護者の教育・保育の利用状況及びアンケート調査結果等より把握できる利用希望を踏まえて、保育所や幼稚園などの整備、地域子ども・子育て支援事業の実施について必要とされる量の見込みを算出し、その提供体制の確保の内容及び実施時期を取りまとめます。

(1) 「量の見込み」は、「認定区分」、「家庭類型」などから算出します ●●

① 認定区分について

保護者が子どもの教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について国の定める基準（子ども・子育て支援法第19条第1項）に基づいた市の認定を受ける必要があります。

1号認定：3～5歳児、学校教育のみ利用（保育の必要性なし）

2号認定：3～5歳児、保育の必要性あり

3号認定：0～2歳児、保育の必要性あり

また、これまでの保育所の利用要件である「保育に欠ける事由」が、新制度では「保育の必要性」となり事由の追加や緩和がされています。

《現行》

《新制度》

現行の「保育に欠ける」事由 (児童福祉法施行令 27 条)	
○以下のいずれかの事由に該当し、かつ、同居の親族その他の者が当該児童を保育することができないと認められること	
①昼間労働することを常態としていること(就労)	
②妊娠中であるか又は出産後間がないこと(妊娠、出産)	
③疾病にかかり、若しくは負傷し、又は精神若しくは身体に障害を有していること(保護者の疾病、障害)	
④同居の親族を常時介護していること(同居親族の介護)	
⑤震災、風水害、火災その他の災害の復旧に当たっていること(災害復旧)	
⑥前各号に類する状態にあること(その他)	

新制度における「保育の必要性」の事由	
○以下のいずれかの事由に該当すること	
※同居の親族その他の者が当該児童を保育することができる場合、その優先度を調整することが可能	
①就労	
・フルタイムのほか、パートタイム、夜間など基本的にすべての就労に対応(一時預かりで対応可能な短時間の就労は除く)	
・居宅内の労働(自営業、在宅勤務等)を含む。	
②妊娠、出産	
③保護者の疾病、障害	
④同居又は長期入院等している親族の介護・看護	
・兄弟姉妹の小児慢性疾患に伴う看護など、同居又は長期入院・入所している親族の常時の介護、看護	
⑤災害復旧	
⑥求職活動	
・起業準備を含む	
⑦就学	
・職業訓練校等における職業訓練を含む	
⑧虐待やDVが行われており、またおそれがあること	
⑨育児休業取得時に、既に保育を利用している子どもがいて継続利用が必要であること	
⑩その他、上記に類する状態として市町村が認める場合	



※アンダーラインの説明は、保育の必要性の事由として新たに追加されたもの。

新制度では、保育認定について、保育標準時間(主にフルタイムの就労を想定)と保育短時間(主にパートタイムの就労を想定。)の2区分の保育必要量を設けることとなります。この区分の下で、保育の必要性の認定を受けた上で、家庭の就労実態等に応じて利用可能な保育必要量を認定します。

		保育を必要とする		保育を必要としない	
0～2歳児	3号認定	保育標準時間利用(11時間)			
		保育短時間利用(8時間)			
3～5歳児	2号認定	保育標準時間利用(11時間)		1号認定	教育標準時間利用 (3～4時間)
		保育短時間利用(8時間)			

② 家庭類型について

特定教育・保育施設や地域子ども・子育て支援事業のニーズ量を把握するためには、1号・2号・3号の認定区分にそれぞれどれだけの家庭が該当するか想定することが必要です。

そのために下表のとおりアンケート調査結果から、対象となる子どもの父母の有無、就労状況によりタイプAからタイプFの8種類の類型化を行います。

類型化した区分を「家庭類型」と言い、“現在の家庭類型”と、母親の就労希望を反映させた“潜在的な家庭類型”の種類ごとに算出します。

母親		父親	ひとり親	パートタイム就労（産休・育休含む）			未就労
				フルタイム就労（産休・育休含む）	月120時間以上の就労	月120時間未満48時間以上の就労	
ひとり親			タイプA				
フルタイム就労（産休・育休含む）				タイプB	タイプC	タイプC'	
パートタイム就労（産休・育休含む）	月120時間以上の就労			タイプC	タイプE	タイプE'	タイプD
	月120時間未満48時間以上の就労						
	月48時間未満の就労			タイプC'			
未就労					タイプD		タイプF

↑
↑

保育の必要性あり 保育の必要性なし

- タイプA : ひとり親家庭（母子または父子家庭）
 タイプB : フルタイム共働き家庭（両親ともフルタイムで就労している家庭）
 タイプC : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
 タイプC' : フルタイム・パートタイム共働き家庭（就労時間：月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
 タイプD : 専業主婦（夫）家庭
 タイプE : パートタイム共働き家庭（就労時間：双方が月120時間以上＋下限時間～120時間の一部）
 タイプE' : パートタイム共働き家庭（就労時間：いずれかが月下限時間未満＋下限時間～120時間の一部）
 タイプF : 無業の家庭（両親とも無職の家庭）
 ※育児・介護休業中の方もフルタイムで就労しているとみなして分類しています。

(2) 「量の見込み」等を算出する項目

次の1～13の事業について、アンケート調査結果を踏まえ、国が定めた全国共通の方法により、量の見込み（需要）と確保の状況（供給）、さらに不足する場合の確保の方策（整備目標）を定めます。

【 教育・保育の量の項目 】

	認定区分	対象事業	事業の対象家庭	対象年齢
1	1号認定	教育標準時間認定	幼稚園 認定こども園	3～5歳
	2号認定	保育認定	認定こども園 保育所	
	3号認定	保育認定	認定こども園 保育所 地域型保育	0～2歳

【 地域子ども・子育て支援事業の項目 】

	対象事業	事業の対象家庭	対象年齢
2	時間外保育事業（延長保育事業）	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
3	放課後児童健全育成事業	ひとり親家庭 共働き家庭	5歳 1～6年生
4	子育て短期支援事業 （ショートステイ及びトワイライトステイ）	すべての家庭	0～5歳
5	地域子育て支援拠点事業	すべての家庭	0～2歳
6	一時預かり事業 （幼稚園在園児対象の一時預かり）	専業主婦（夫）家庭	3～5歳
7	（保育所、ファミリー・サポート・センター等における一時預かり）	ひとり親家庭・共働き家庭	0～5歳
8	病児・病後児保育事業	ひとり親家庭 共働き家庭	0～5歳
9	ファミリー・サポート・センター事業 （子育て援助活動支援事業）	すべての家庭	0～9歳
10	利用者支援事業	すべての家庭	
11	妊婦健康診査事業	すべての妊婦	
12	乳児家庭全戸訪問事業	生後4か月までの乳児が いるすべての家庭	
13	養育支援訪問事業	養育支援訪問事業を必要とする家庭	

(3) ニーズ量の算出方法

「量の見込み」等を算出する項目ごとに、アンケート調査結果から“利用意向率”を算出し、将来の児童数を掛け合わせることで“ニーズ量”が算出されます

ステップ1

～家庭類型の算出～

アンケート回答者を両親の就労状況でタイプ(A～F)を分類します。P93参照

タイプAからタイプFの8つの家庭類型があります。P93参照

ステップ2

～潜在家庭類型の算出～

ステップ1の家庭類型からさらに、両親の今後1年以内の就労意向を反映させてタイプを分類します。

市民ニーズに対応できるよう、今回の制度では、潜在家庭類型でアンケート回答者の教育・保育のニーズを把握することがポイントです。

- 現在パートタイムで就労している母親のフルタイムへの転換希望
- 現在就労していない母親の就労希望

ステップ3

～潜在家庭類型別の将来児童数の算出～

人口推計を算出し、各年の将来児童数と潜在家庭類型を掛け合わせます。

ステップ4

～利用意向率の算出～

事業やサービス別に、回答者数を利用希望者数で割ります。

たとえば、病児病後児保育事業や学童クラブ事業等は保育を必要とする家庭に限定されています。

ステップ5

～事業やサービス別の対象となる児童数の算出～

事業やサービス別に定められた家庭類型等に潜在家庭類型別の将来児童数を掛け合わせます。

本当に利用したい真のニーズの見極めが重要です。

ステップ6

～ニーズ量の算出～

事業やサービス別に、対象となる児童数に利用意向率を掛け合わせます。

将来児童数をかけあわせることで、平成27年から31年まで各年のニーズ量が算出されます。

注) 上記ステップを基本にニーズ量を算出していますが、算出されたニーズからどのような対象者でどのくらいの量を求め、現状との乖離状況がどれくらい生じている等、詳細に分析を行い、合理的な条件のもと、補正を行っています。

注) ニーズ量とは、アンケート調査結果から算出された各事業・サービスの利用意向率を、対象児童数にかけ合わせて算出した数値。

3 各年度における教育・保育の量の見込み並びに提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 幼稚園、保育所、認定こども園

【事業概要】

幼稚園は義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を教育・保育し、幼児の健やかな成長のために適当な環境を与えて、その心身を助長することを目的としています。

保育所は、保護者が日中就労や疾病等により、就学前児童の保育の必要性が認められる場合に、保護者に代わり保育を実施します。

認定こども園は、保育施設と幼稚園が一体化した施設で、就学前の子どもに幼児教育・保育を提供し、地域における子育て支援などの機能も備える施設で、幼保連携型、幼稚園型、保育所型、地方裁量型の4つのタイプがあります。

【現状】

		平成 26 年度（4 月 1 日現在） * 教育希望（幼稚園利用）は 25 年度				
		1 号	2 号		3 号	
		3 歳以上教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳保育が必要	0 歳保育が必要
教育希望が強い	左記以外					
児童数		6,496 人		3,976 人	1,834 人	
定員		5,055 人	1,924 人	1,191 人	160 人	
充足率		77.8%	29.6%	30.0%	8.7%	
定員内訳	幼稚園	4,845 人	人	人	人	
	認可保育所	人	1,924 人	1,191 人	160 人	
	認定こども園	210 人	人	人	人	

【平成 28 年度】

		平成 28 年度					
		1 号	2 号		3 号		
			3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		6,004 人			3,978 人	1,902 人	
需要率		56.7%	7.7%	32.6%	34.9%	14.8%	
ニーズ量の見込み		3,403 人	465 人	1,956 人	1,390 人	281 人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	811 人	112 人	2,127 人	1,277 人	219 人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	3,649 人	498 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	提供量合計		4,460 人	610 人	2,127 人	1,277 人	219 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		1,057 人	145 人	171 人	▲113 人	▲62 人	

【平成 29 年度】

		平成 29 年度					
		1 号	2 号		3 号		
			3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳 保育が必要
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		5,919 人			3,930 人	1,880 人	
需要率		56.7%	7.7%	32.6%	34.9%	14.8%	
ニーズ量の見込み		3,355 人	458 人	1,928 人	1,373 人	278 人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	1,125 人	154 人	2,204 人	1,282 人	222 人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	3,333 人	454 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	提供量合計		4,458 人	608 人	2,204 人	1,282 人	222 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		1,103 人	150 人	276 人	▲91 人	▲56 人	

【平成 30 年度】

		平成 30 年度					
		1 号	2 号		3 号		
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳 保育が必要	
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		5,852 人			3,881 人	1,860 人	
需要率		56.7%	7.7%	32.6%	34.9%	14.8%	
ニーズ量の見込み		3,317 人	453 人	1,906 人	1,356 人	275 人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	3,333 人	454 人	2,204 人	1,282 人	222 人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	1,125 人	154 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	提供量合計		4,458 人	608 人	2,204 人	1,282 人	222 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		1,141 人	155 人	298 人	▲74 人	▲53 人	

【平成 31 年度】

		平成 31 年度					
		1 号	2 号		3 号		
		3 歳以上 教育希望	3 歳以上保育が必要		1・2 歳 保育が必要	0 歳 保育が必要	
教育希望が 強い	左記以外						
(参考) 児童数推計		5,900 人			3,839 人	1,830 人	
需要率		56.7%	7.7%	32.6%	35.0%	14.8%	
ニーズ量の見込み		3,344 人	457 人	1,922 人	1,343 人	270 人	
提供量 (確保方策)	特定教育・ 保育施設	幼稚園、保育園、 認定こども園	1,257 人	172 人	2,354 人	1,382 人	272 人
	確認を受け ない幼稚園	上記に該当しない	2,935 人	402 人	0 人	0 人	0 人
	特定地域型 保育事業	小規模、家庭的、 居宅訪問型、 事業所内保育	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	認可外保育施設		0 人	0 人	0 人	0 人	0 人
	提供量合計		4,192 人	574 人	2,354 人	1,382 人	272 人
過不足分 (提供量－ニーズ量)		848 人	117 人	432 人	39 人	2 人	

4 各年度における地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保の内容及びその実施時期

(1) 時間外保育事業（延長保育事業）

【事業概要】

保育認定を受けた子どもが、認可保育所や認定こども園等で、通常の保育時間を超えて延長して保育を利用する事業で、支給認定保護者が支払う時間外保育の費用の一部を助成します。

【現状】

	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
利 用 者 数	1,830 人	1,659 人	1,681 人	1,573 人
実 施 箇 所 数	32 か所	33 か所	33 か所	33 か所

【今後の方向性】

時間外保育については、アンケート調査によるニーズ量よりも、実績値（平成 25 年度 1,573 人）が上回る結果となりました。今後もニーズには十分対応していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	1,017 人	999 人	986 人	974 人	972 人
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	33 か所	33 か所	33 か所	33 か所	33 か所
提 供 量	1,017 人	999 人	986 人	974 人	972 人
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	0 人	0 人	0 人	0 人	0 人

(2) 放課後児童健全育成事業

【事業概要】

保護者が就業等により昼間家庭にいない児童を対象に、授業が終わった後の遊びや生活の場を提供し、指導員の活動支援のもと児童の健全育成を図る事業です。平日の放課後のほか、土曜日、夏休み等の長期休暇中にも実施します。

【現状】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度
利用者数	860 人	915 人	995 人	1,010 人	1,064 人	1,127 人

【今後の方向性】

本市は、6年生までを対象としており、今後も高学年の利用意向も考えられることから、利用者全体の見込み量にそった確保を目指していきます。

放課後児童健全育成事業の事業量の見込みについては、児童数の減少と利用ニーズの増加のバランスに大きく影響を受けることから、実質利用児童数の増減に注視していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	1,236 人	1,290 人	1,351 人	1,418 人	1,466 人
実施箇所数 (確保方策)	か所	か所	か所	か所	か所
提 供 量 (登録児童数)	1,741 人	1,817 人	1,903 人	1,997 人	2,065 人
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	505 人	527 人	552 人	579 人	599 人

(3) 子育て短期支援事業

【事業概要】

保護者の疾病や仕事等により、家庭において養育を受けることが一時的に困難になった児童について、必要な保護を行う事業で、短期入所生活援助事業（ショートステイ事業）と夜間養護等事業（トワイライトステイ事業）があります。

【現状】

本市では実施していません。

【今後の方向性】

アンケート調査によるニーズ量はありませんでした。今後のニーズや地域の実情を踏まえて、事業の実施について検討をしていきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所	0 か所
提 供 量	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(4) 地域子育て支援拠点事業

【事業概要】

乳幼児とその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業です。

【現状】

(年間)

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	19,442 人回	30,279 人回	29,613 人回	29,971 人回	31,764 人回
実施箇所数	3 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所	4 箇所

【今後の方向性】

平成 29 年 4 月から、実施場所を 1 つ増やしていく予定です。

ニーズの高さから、事業の拡充を図り、既存施設が質・量共に十分な受け皿となるような方策を検討します。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	32,338 人回	32,570 人回	32,928 人回	33,450 人回	33,997 人回
実施箇所数 (確保方策)	4 箇所	4 箇所	5 箇所	5 箇所	5 箇所

(5) 幼稚園における一時預かり事業

【事業概要】

通常の教育時間の前後や長期休業期間中などに、保護者の要請に応じて、希望する者を対象に実施する事業です。

【今後の方向性】

ニーズや地域の実情を踏まえて、利用方法の周知等についても工夫を重ねながら、実施していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量(1号認定による利用)	878 人日	840 人日	828 人日	818 人日	825 人日
ニーズ量(2号認定による利用)	29,328 人日	28,062 人日	27,664 人日	27,351 人日	27,576 人日
実施箇所数 (確保方策)	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所	17 か所
提 供 量	52,000 人日	52,000 人日	52,000 人日	52,000 人日	52,000 人日
過 不 足 (提供量-ニーズ量)	21,794 人日	23,098 人日	23,508 人日	23,831 人日	23,599 人日

(6) 保育所等における一時預かり事業

【事業概要】

保護者が冠婚葬祭や育児疲れなどの理由により、家庭での保育が一時的に困難となった子どもについて、主として昼間、保育園その他の場所で一時的に預かる事業です。

【現状】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
延べ利用者数	9,240 人日	9,059 人日	11,189 人日	14,306 人日	13,815 人日
実施箇所数	12 か所	13 か所	14 か所	16 か所	16 か所

【今後の方向性】

保育所等による一時預かり事業については、アンケート調査によるニーズ量よりも実績値（平成 25 年度 13,815 人）が上回る結果となりました。今後もニーズには十分対応していきます。

(年間)

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニーズ量（在園児対象を除く一時預かり）	9,981 人日	9,820 人日	9,693 人日	9,580 人日	9,552 人日
実施箇所数（確保方策）	16 か所	16 か所	16 か所	16 か所	16 か所
提供量	9,981 人日	9,820 人日	9,693 人日	9,580 人日	9,552 人日
過不足（提供量－ニーズ量）	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(7) 病児・病後児保育事業

【事業概要】

病児（病児）や病後回復期（病後児）の児童で、保護者の就労等の理由で、保護者が保育できない際に、保育施設で児童を預かる事業です。

【現状】

病後児保育を平成25年8月から開始し、年間の定員は735人となっています。

【今後の方向性】

アンケート調査によるニーズ量よりも提供量が上回る結果となりました。今後もニーズには十分対応していきます。

(年間)

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	551人日	541人日	534人日	528人日	526人日
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	1か所	1か所	1か所	1か所	1か所
提 供 量	735人日	735人日	735人日	735人日	735人日
過 不 足 (提 供 量 - ニ ー ズ 量)	184人日	194人日	201人日	207人日	209人日

(8) ファミリー・サポート・センター事業（子育て援助活動事業）

(就学児童のみ)

【事業概要】

子育ての援助をして欲しい人と援助ができる人が、地域の中でお互い助け合いながら子育てをする会員組織の有償ボランティア活動事業です。

【現状】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
支 援 会 員	208 人	231 人	253 人	269 人	284 人
依 頼 会 員	607 人	685 人	778 人	875 人	979 人
両 方 会 員	26 人	32 人	32 人	34 人	40 人
利 用 者 数	3,164 人	3,383 人	3,253 人	3,256 人	3,377 人

注) 上記数値は、支援会員、依頼会員に両方会員を含めておりません。

【今後の方向性】

ニーズ量については、利用日数を平成 25 年度の実績から算出し、見込み値を出しました。

「地域」での子育て支援を推進するうえで重要な位置を占める事業であり、支援会員を増やしていくなど、今後の展開方法等の検討をしていきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	1,443 人日	1,412 人日	1,380 人日	1,346 人日	1,296 人日
提 供 量	1,443 人日	1,412 人日	1,380 人日	1,346 人日	1,296 人日
過 不 足 (提供量－ニーズ量)	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日	0 人日

(9) 利用者支援事業

【事業概要】

子ども及びその保護者、また妊娠している方などが地域の子育て支援事業などを円滑に利用できるよう、子ども、またはその保護者の身近な場所で、相談に応じ、助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施する事業です。

具体的には次の業務を行います。

- ①利用者の個別ニーズを把握し、それに基づいて情報の集約・提供、相談、利用支援等を行うことにより、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を円滑に利用できるよう実施します。
- ②教育・保育施設や地域の子育て支援事業等を提供している関係機関との連絡・調整、連携、協働の体制づくりを行うとともに、地域の子育て資源の育成、地域課題の発見・共有、地域で必要な社会資源の開発等に努めます。
- ③本事業の実施に当たり、リーフレットその他の広告媒体を活用し、積極的な広報・啓発活動を実施し、広くサービス利用者に周知を図ります。
- ④その他事業を円滑にするための必要な諸業務を行います。

【今後の方向性】

保育を希望する保護者の相談に応じ、認可保育所のほか、一時預かり事業、幼稚園預かり保育などの保育資源・保育サービスについて、情報提供を行います。

単なる情報提供の場ではなく、子育てニーズを把握し、関係機関との連携調整、運営、地域課題の発見など事業を明確化していきます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所
実 施 箇 所 数 (確 保 方 策)	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所	1 か所

(10) 妊婦健康診査事業

【事業概要】

母子保健法第13条に基づき、妊婦及び胎児の健康増進、妊婦の生活習慣改善を目的として健康診査を行う事業です。

【現状】

	平成22年度	平成23年度	平成24年度	平成25年度
妊 娠 届 出 数	2,371人	2,267人	2,143人	2,052人

【今後の方向性】

妊婦の疾病等の早期発見、早期治療を目的とし、母子共に安全安心な出産を目指します。

さらに妊娠の届出が妊娠22週以降、若年（10代）等のハイリスク妊娠で妊娠中からの支援が必要な方を早期に把握し、医療機関と連携を図りながら出産を迎えることができるよう努めます。

	平成27年度	平成28年度	平成29年度	平成30年度	平成31年度
ニ ー ズ 量	29,820人回	29,442人回	29,106人回	28,784人回	28,322人回
実 施 体 制 (確 保 方 策)	実施場所：総合病院1か所 開業医6か所等 検査項目：国の基準に準じて実施				

(11) 乳児家庭全戸訪問事業

【事業概要】

生後4か月までの乳児がいるすべての家庭を訪問し、乳児及びその保護者の心身の状況ならびに養育環境の把握を行い、子育てに関する情報提供を行うとともに、支援が必要な家庭に対して適切なサービスの提供に結びつける事業です。

【現状】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 数	2,210 人	1,674 人	1,728 人	1,694 人	1,610 人
訪 問 率	92.1%	91.2%	93.0%	95.3%	93.7%

【今後の方向性】

子育てに不慣れな母親の不安を和らげ、必要な支援や助言を行うと共に、乳児と保護者の状況を把握し、特に支援が必要と認められる状態の早期発見に努めます。
さらに、妊娠期より支援を必要とする人を把握するための事業に取り組みます。

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	1,734 人	1,712 人	1,692 人	1,674 人	1,647 人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	看護職員が支援にあたるよう人員の確保に努める。				

(12) 養育支援訪問事業

【事業概要】

児童の養育を行うために支援が必要でありながら、何らかの理由により子育てに係るサービスが利用できない家庭に対し、養育に関する専門的な相談指導・助言、家事等の養育支援を行なう育児支援ヘルパーの派遣を行います。また、出産前で特に支援が必要と認められる妊婦に対しても同様の支援を行います。

また、要保護児童等に対する支援のために要保護児童対策協議会を設置しています。

【現状】

	平成 21 年度	平成 22 年度	平成 23 年度	平成 24 年度	平成 25 年度
訪 問 人 数	8 人	5 人	7 人	8 人	4 人

【今後の方向性】

	平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
ニ ー ズ 量	10 人	10 人	10 人	10 人	10 人
実 施 体 制 (確 保 方 策)	社会福祉協議会に委託しヘルパー派遣を実施。				

(13) 実費徴収に係る補足給付を行う事業 ●●●●●●●●●●●●●●●●

教育・保育施設等の利用者負担額については、自治体の条例・規則により設定されることとされていますが、施設によっては、実費徴収等の上乗せ徴収を行う場合が想定されています。日用品・文房具等必要な物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等の実費負担の部分について低所得者の負担軽減を図るため、公費による補助を行う事業です。

(14) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業 ●●●●

待機児童解消加速化プランによる保育の受け皿拡大や子ども・子育て支援新制度の円滑な施行のためには、多様な事業者の能力を生かしながら、保育所、地域型保育事業等の整備を促進していくことが必要です。

しかしながら、新たに整備・開設した施設や事業が安定的、かつ継続的に事業を運営し、利用者の信頼関係を築いていくためには、一定期間必要であることから、新規事業者が事業を円滑に運営していくことができるよう、支援、相談・助言、さらには、他の事業者の連携施設のあっせん等を行います。

この計画を推進していくためには、計画の進行管理を着実にを行うとともに、市民をはじめこの計画に関係する機関等が適切な役割分担のもとで積極的に活動していくことが必要です。

1 計画の進行管理

本市では、次世代育成支援行動計画（後期計画）に引き続いてこの計画の各事業の進行管理を行うために組織した子ども・子育て会議の「子育て支援事業推進部会」において各事業の進捗状況を把握・評価し、その結果を毎年1回、市民に公表します。

計画の評価に当たっては、定量的な評価指標とともに利用者の視点に立った指標を活用し、PDCAサイクル(計画－実施－評価－改善)を通して計画の実効性を高めることを目指します。

以上の進行管理により、計画内容と実態に乖離が生じた場合は、計画の中間年の平成29年度において、計画の見直しを行うものとします。

なお、この計画の各事業の内容は計画策定時点におけるものであり、策定後の国の政策の動向や社会情勢の変化等に的確に対応して計画の実効性を高める観点から、必要に応じてその内容の一部を変更する場合があります。

2 適切な役割分担による計画の推進

市民をはじめ、この計画に関係する以下のような機関等が適切に役割分担しながら、それぞれの取組を進めていきます。

(1) 市や関係機関等

市内各課、関係機関等においては、それぞれの担当する事業を推進し、毎年、その進捗状況を整理します。事業の推進にあたっては、特に関係する課等と緊密に連携をとりながら行います。

子どもの育ちの促進や子育て家庭からの相談、児童虐待の防止などについては、各機関等における活動はもとより、相互に連携を図りながら対応することが不可欠です。

保育所、幼稚園、認定こども園、学校等においては、それぞれの特色を生かした取組を推進するとともに、相互に情報交換や交流を行うよう努めます。また、それぞ

